令和 5 年度 第 1 回 0ECM の設定・推進に関する検討会 令和 5 年度 第 1 回 30by30 に係る経済的インセンティブ等検討会 議事録

開催日:令和5年7月18日(火)

場 所:Web会議

【議題】

- (1) OECM の設定・管理に関するこれまでの成果について
- (2) OECM の設定・管理に関する課題と今後の対応方針について
- (3) インセンティブ方策に関する今年度の検討方針について

【資料】

- 議事次第・出席者名簿
- ・ 資料1 OECMの設定・管理に関するこれまでの成果について
- ・ 資料2 OECM の設定・管理に関する課題と今後の対応方針について
- ・ 資料3 インセンティブ方策に関する今年度の検討方針について

【議事】

1. 開会

■ 事務局・宍倉 それでは定刻になりましたので、ただいまより「OECM の設定・管理の推進 に関する検討会」および「30by30 に係る経済的インセンティブ等検討会」の合同会議を開 催いたします。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本検討会の事務局を担当しております、アビームコンサルティング株式会社の宍倉と申 します。よろしくお願いします。

本日の検討会につきましては Web 会議での開催となっており、委員の皆さまはオンラインでご出席いただいております。また、本日の検討会は公開させていただいており、傍聴者の方がいらっしゃることをあらかじめご承知おきください。本会議においては、委員、オブザーバーの皆様は、ご質問がございましたら挙手ボタンにてお知らせいただくか、「よろしいでしょうか」と一声おかけください。会議中は、ハウリング等防止のため、基本的にミュートとしていただきまして、ご発言の際はミュートを解除してからお話しください。また、チャットの使用を控えていただき、お時間が許す限りは口頭での発言をお願いいたします。傍聴の皆さまはご発言いただくことはできませんのでご了承ください。

それではまず、環境省自然環境局の白石隆夫局長より、開会のご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

■ 白石局長 環境省自然環境局長でございます、白石と申します。前任、奥田前局長の後を

引き継ぎまして、今月7月1日に着任をいたしました。何卒よろしくお願いします。

本日は石井座長、角谷座長をはじめ両委員会の委員の皆様、お忙しい中、検討会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。我が国では昨年12月に採択された新たな世界目標でございます、昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえまして、今年の3月に生物多様性国家戦略を改訂し、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブを国内目標として位置付けております。今年度はその達成に向けて、新たなスタートを切る非常に重要な年と考えてございます。

その皮切りといたしまして、この検討会で議論いただいてまいりました「自然共生サイト」の認定を今年4月から開始しています。お陰様で多くの申請をいただきまして、現在鋭意検討を進めているところでございます。ネイチャーポジティブの実現に向けた社会からの期待というものが、当初の想定よりも早いペースで高まっていると感じております。今年の2月には、党サイドの話ではございますけれども、公明党、それから6月には自民党両党から企業等の活動認定の法制化やインセンティブの整備等の政策提言を頂いております。また、今年の9月には自然に関する財務関連情報開示でございます TNFD のバージョン1.0 が公表される予定と聞いてございます。企業が生物多様性保全に取り組むためのインセンティブや伴走支援への期待も高まっているところでございます。このような背景を踏まえまして、自然共生サイトについて法制化も視野に検討を進めていくことや、インセンティブの具体的な運用スキームを早急に確立させていくことが重要と考えてございます。

そのため、本日の検討会ではネイチャーポジティブ実現に向けた課題、対応方針、インセンティブ検討の更なる進め方について忌憚のないご意見を賜れば幸いでございます。

それから、本日委員の皆様以外、関係省庁、地方自治体、民間団体等、多くの方々にご参加をいただいております。改めて御礼を申し上げるとともに、引き続きのご支援をよろしくお願いいたします。以上を持ちまして私からのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

■ 事務局・宍倉 白石局長、ありがとうございました。続きまして、お手元の資料の確認ですが、議事次第に記載の「資料一覧」につきまして、不足の資料等がございましたら事務局にお知らせ下さい。

続きまして、出席者をご紹介させていただきます。はじめに、OECM の設定・管理の推進 に関する検討会委員の皆様をご紹介させていただきます。大阪府立大学名誉教授で地方独 立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所理事長の石井実委員です。

- 石井座長 石井です。
- 事務局・宍倉 次に、慶應義塾大学環境情報学部学部長・教授の一ノ瀬友博委員です。
- 一ノ瀬委員 一ノ瀬です。よろしくお願いします。
- 事務局・宍倉 次に、NPO 法人 Green Connection TOKYO 代表理事の佐藤留美委員です。
- 佐藤留美委員 佐藤です。よろしくお願いいたします。

- 事務局・宍倉 続きまして、株式会社日本政策投資銀行設備投資研究所長の竹ケ原啓介委員です。
- 竹ケ原委員 竹ケ原と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局・宍倉 続きまして、一般財団法人林業経済研究所所長の土屋俊幸委員です。
- 土屋俊幸委員 土屋です。よろしくお願いいたします。
- 事務局・宍倉 次に、NPO 法人いわて地域づくり支援センター・代表理事で岩手大学農学部 名誉教授の広田純一委員です。
- 広田委員 広田です。よろしくお願いします。
- 事務局・宍倉 次に、国立研究開発法人海洋研究開発機構地球環境部門 海洋生物環境影響 研究センター センター長の藤倉克則委員です。
- 藤倉委員 藤倉でございます。よろしくお願いします。
- 事務局・宍倉 次に、国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 主任研究員の 森田香菜子委員です。
- 森田委員 森田です。よろしくお願いいたします。
- 事務局・宍倉 よろしくお願いします。森田委員には、30by30 に係る経済的インセンティブ等検討会委員も兼任いただいております。よろしくお願いいたします。

続きまして、東京大学大学院農学生命科学研究科 教授の八木信行委員です。

- 八木委員 八木でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局・宍倉 続きまして、国連大学サステイナビリティ高等研究所 シニアプログラムコーディネーターの渡辺綱男委員です。
- 渡辺委員 渡辺です。よろしくお願いします。
- 事務局・宍倉 続きまして、30by30 に係る経済的インセンティブ等検討会委員の皆様をご紹介させていただきます。国立研究開発法人国立環境研究所 生物多様性領域 生物多様性評価・予測研究室 室長の角谷拓委員です。
- 角谷座長 角谷です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局・宍倉 次に、三井住友信託銀行株式会社 経営企画部 サステナビリティ推進部 Technology Based Finance チームの後藤文昭委員です。
- 後藤委員 後藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局・宍倉 次に、神戸大学・大学院人間発達環境学研究科教授の佐藤真行委員です。
- 佐藤真行委員 佐藤です。よろしくお願いします。
- 事務局・宍倉 次に、公益財団法人日本自然保護協会ネイチャーポジティブタスクフォース 室長の高川晋一委員です。
- 高川委員 高川です。よろしくお願いいたします。
- 事務局・宍倉 続きまして、生物多様性自治体ネットワーク事務局 名古屋市環境局環境企 画部の土屋佳弘委員です。
- 土屋佳弘委員 土屋と申します。よろしくお願いいたします。

- 事務局・宍倉 続きまして、経団連自然保護協議会 事務局長の長谷川雅巳委員です。
- 長谷川委員 長谷川でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局・宍倉 続きまして、MS&AD インシュアランスグループホールディングス サステナビリティ推進部 TNFD 専任 SVP/MS&AD インターリスク総研 基礎研究部 基礎研究グループ フェローの原口真委員です。なお原口委員は本日欠席となります。

また、その他に議事次第にございますように、事務局のほか、関係省庁からもオブザーバー参加いただいております。

本日は、2つの検討会の合同開催ですが、座長につきましては、OECM 検討会の座長である 石井委員にお願いしたいと存じます。石井委員、よろしくお願いいたします。それでは議事 に移らせていただきますが、ここからの進行は石井座長にお願いできればと存じます。石井 座長、よろしくお願いいたします。

2. 議事

- (1) OECM の設定・管理に関するこれまでの成果について
- 石井座長 改めまして石井でございます。僭越ながら本日も進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。いつものように活発な議論をお願いいたします。ですが、実は3点の議事がございまして、2番目3番目はかなり新しい内容が含まれています。ご意見ご質問につきましては、できるだけ手短にとあらかじめ申し上げておきたいと思います。また議事進行にご協力をお願いします。

それでは、議事次第に従って進めます。議事 1「OECM の設定・管理に関するこれまでの成果について」ということで、事務局からご説明をお願いいたします。和田主査、お願いします。

■ 和田主査 私 6 月に自然環境計画課に着任いたしました和田と申します。委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。私からは議題 1 についてご説明させていただきます。議題 1 ではこれまでの 0ECM 検討会における検討経過とその成果につきまして、スライド 11 枚、9 分ほどで振り返らせていただきます。

まず、最初のページで、本検討会の目的と全体像について振り返らせていただきます。本検討会では、OECMの設定・管理を進めるにあたって、有識者の先生方から助言を得るために令和2年度から検討を開始しております。こちらは議論の全体像をまとめたスライドになります。令和2年度は、当時のポスト2020生物多様性枠組の国際的な議論も踏まえて、OECMのあり方に関する検討会を実施して、具体的な情報の整理、日本ではどんな場所をOECMとして捉えるべきか、OECMによってどんなことを実現したいのか、議論を行いました。令和3年度は海域のOECMに関する議論に加えて、後に自然共生サイトとなる、民間などによって生物多様性保全が図られている地域の認定スキームや基準などを検討いたしました。その議論を踏まえて、令和4年度は自然共生サイトの認定の試行を前期・後期

の2回に渡って行い、認定基準や審査プロセスを改善してまいりました。その議論と並行して、この右半分にはなりますが、昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択されたり、生物多様性国家戦略が改訂されたりと、ネイチャーポジティブ目標を達成するための30by30目標が掲げられたところです。

次のスライドからは、OECM のより詳細な検討経過について整理させていただこうと思います。まず OECM の国際的な定義と各国の取組状況です。OECM は 2010 年の COP10 の愛知目標で掲げられた概念で、2018 年の COP14 で保護地域以外の地理的に確定された地域で云々と、定義がされました。同じく COP18 において、OECM の国際的な基準が、OECM に関する科学技術的助言として左下のとおり整理されていますが、これは各国の状況に応じて柔軟かつケースバイケースで適用されるべきとされております。右下、各国の取組状況ですが、検討を始めた当初は3か国がOECM を国際的に登録していますが、現在は9か国が登録していて、各国によって数も様々となっております。

このように、国際的には一般原則として OECM の考え方が整理されている一方で、先程 申し上げたとおり、考え方は各国の状況に応じて個別に判断されるべき、とされておりま す。それを踏まえて、令和2年度の検討会では日本におけるOECMの考え方、OECMがどん な役割を果たすべきか整理しました。左下の部分ですが、日本では国立公園や保護林のよ うな保護地域以外でも、里地里山、水源の森、都市緑地など様々な場所が生物多様性の保 全に貢献しています。その管理の手法が生物多様性保全の主目的かどうかに関わらず、 人々の生業や民間の方々の自発的な取組によって自然が守られている地域も OECM として 整備しうるという議論になりました。さらに、そういった地域を OECM として設定するこ とによって、目指すべき個々や社会の姿、いわゆるビジョンを網羅的に整理したのが 1. か ら14.になります。1.生物多様性保全上の重要な地域が保全されること、2.里地里山のよ うに生物多様性に資する農林水産業の生業が継続をして、3.その管理によって生態系サー ビスが享受されること。4. 生物多様性保全を目的とする土地についてナショナルトラスト のような土地にすることによって、土地の管理の長期性が確保されること。5. 森里川海の ように生態系ネットワークが保護地域や OECM を中心として保護され繋がって、6. そうい ったネットワークが地図情報として、いわゆる見える化されること。また社会経済的な側 面から申し上げると、7.企業やNGOなどの取組などによって価値の向上に繋げて、ESG投 資などの評価に反映していくこと。8.土地の公共的な側面の評価を踏まえて、その土地の 管理に対して支援があること。9. 人口減少社会を見据えて国土の効果的・計画的な利用に OECM という観点が追加されること。11. 地域から支えられること。最後に保全目標の達成 として 12. 国際的な里山イニシアティブのようなパートナーシップによって保全・認定の 推進に繋がること。13. 自治体の生物多様性保全の成果の提供に繋がること。また 14. 環境 省が掲げている地域循環共生圏や、里山未来拠点の形成に繋がること。以上長くなりまし たが、このようなことを OECM によって目指していく、ということを整理いたしました。

令和2年度の最初の検討会では、様々な立場で保全活動に取り組まれている方々から、

こんなところが OECM としてなりうるのでないか、といった事例をご紹介いただきました。左上の写真ですが、複数の企業が保全に取り組んでいるグリーンベルトであったり、右上写真のように茅場の管理が結果として絶滅危惧種のような生き物の生育の場所に繋がっていったり、左下の鳥獣保護区の中で NPO 等の取組によって保護されている事例があったり、右下、民間企業によって工場周辺の荒廃地、里地里山のような環境の管理が実施されている事例、色々な事例を共有いただいた中で、日本の OECM の中にはこういった民間主体の取組が多いということ、そして保護地域の中であっても民間の取組によって生物多様性保全が図られている区域があるという特徴が分かりました。以上を踏まえて、保護地域の内外を問わず民間主体の取組を認定するような仕組みを構築しようという議論になりました。

こうした議論を踏まえて誕生したのが自然共生サイトです。民間の取組などによって生物多様性の保全が図られている区域を自然共生サイトとして認定をして、保護地域との重複を除いた区域を OECM として国際的に登録する、というスキームを構築しました。以上のように、OECM の議論をきっかけに自然共生サイトが生まれたわけですけれども、この議論と並行して TNFD の本格開示が始まる予定だとか、ESG 投資の呼び込みに対する自然共生サイトに対する期待も高まったので、その取組の促進を行おうということになりました。

次に、令和3年度以降の議論ですけれども、IUCN Methodology に沿って自然共生サイトの認定基準を整理しました。それらを基に、昨年度、実際に自然共生サイトの認定プロセスを試行して、基準や審査方法を見直しました。その結果、56サイトが認定相当と判断されました。

こちらは認定試行サイトの一部ですけれども、保育園のビオトープからビル敷地の緑 化、社有林、工場周辺の緑地、生物多様性に配慮したワイン畑、アマモ場など面積、土地 利用、活動主体、様々な場所が自然共生サイトとして認定相当とされたところです。

また、昨年度の検討会でもご紹介しましたが、自然共生サイトの認定にあたって課題を検討する調査も行いました。上の部分ですけれども、全国 10 サイトを対象事例として、例えば土地所有が複雑だとか、海域を活動場所にしていて範囲設定が難しいとか、そういった色々な課題に対してどのように解決できるか、課題解決の事例を集めるという調査を行いました。下のところ、里山の調査ですけれども、里山を自然共生サイトとして認定を進めてきたところですが、土地所有者が複雑といった課題がある。その場合にどのように統治責任者の同意をとるか、そういった検討を行いました。

上のところ、生態系回復調査です。昨年の COP において 2030 年までに劣化した生態系の少なくとも 30%について効果的な再生を進めましょうという目標がセットされております。そのため、日本の劣化の状況は具体的にどのような状況になっているのか、再生手法としてどのようなものがあるのかについて現地調査や、有識者の先生方へのヒアリングを通じて調査を行ったところです。最後、伴走支援業務です。伴走支援についてはこれまでの検討会で複数回委員の皆様からその重要性についてご指摘いただき、既に生物多様性の

保全を実施しており、申請を考えている全国 10 サイトを対象にして、申請前における伴走支援を行いました。皆さんが抱えている課題は大きく分けて 3 つあり、左下のところですが、生物多様性の価値がどれに該当するか分からないとか、それをどう記載すればいいか分からない、管理計画・モニタリング計画の作成手法が分からない、といった課題が多くの方々が抱えていました。これらを踏まえて実際に有識者の先生方とか請負業者が助言しながら、こういった課題について伴走支援を行ったところです。

以上の検討を踏まえて今年度から自然共生サイトの本格運用を始めております。現在前期申請の審査を進めているところですが、今年中に100か所の認定を目指して取組を進めているところです。白石局長の挨拶にもありましたが、自然共生サイトの検討と並行しまして、ネイチャーポジティブ、30by30目標が国内外で位置づけられたところです。自然共生サイトはネイチャーポジティブを実現するために必要なツールでありますので、この後議題2で取り上げるような課題にも対応しつつ、引き続き取組を進めてまいります。私からの説明は以上になります。

- 石井座長 ご説明ありがとうございました。資料 1 についてご説明いただきました。内容的にはこれまでの振り返りが主体だったと思いますけれども、委員の皆様からご意見ご質問等あったら受けたいと思います。冒頭に司会の方から説明ありましたように、挙手ボタンを押す形でお願いします。画面の下の方に掌のマークがありますし、参加者リストでご自分の名前のところにカーソルを持っていくと掌マークが出てまいりますので、それを押しこむ形でお願いいたします。では渡辺委員お願いいたします。
- 渡辺委員 ありがとうございます。ご説明ありがとうございました。説明の最後の方に伴走 支援の話があって、地域ごとに専門家の人たちが助言していくサポート体制を作っていく こと、こういったことも含めて、あるいは地方ブロックごとに情報共有したり、保護地域や 共生サイトのネットワークを作ったり、関係者のネットワーク作りをしたり、そういう取組をしていくうえで環境省の地方環境事務所が果たす役割も大きいのではないかと思っております。任期付き職員の配置の動きもあると思いますけれども、その辺も含めて地方環境事務所が自然共生サイトに向けてどんな関わりが動き出そうとしているのかについてご紹介いただければと思います。よろしくお願いいたします。
- 石井座長 ありがとうございます。時間の関係で先にご意見、ご質問を受け付けようと思います。佐藤委員挙手されていますね、お願いします。
- 佐藤真行委員 神戸大の佐藤です。ご説明ありがとうございました。ちょっと確認したいことがあります。最後の方で目的は 100 サイト以上という数値が示されていますが、30by30 は面積で目標が 30%となっておりますので、この 100 サイトというのと、30by30 のそもそもの面積目標との関係・目安について確認させていただきたいと思います。以上です。
- 石井座長 ありがとうございます。他の委員の皆様いかがですか。いつものように遠慮なく ご質問、ご意見伺えればと思います。八木委員挙手されていますね、お願いします。
- 八木委員 ありがとうございます。議論の中で管理をするためのコストを誰がどう負担す

るのかとの指摘がございました。民間企業の場合、これから議論になると思いますが、本業にとって将来何かのプラスになることが重要かと思っています。例えば私は水産分野の研究をしていますが、海の場合、2010年に私が書いて名古屋の COP10 の前に出した論文があって、それは海洋で保全活動を行っているものの 3 割は漁業協同組合が主導してやっているというものです。それを出したところ、世界で結構驚かれて、政府主導ではなくて民間のボトムアップでそんなにやっているの、という話がありました。恐らく海だけではなくて陸上も似たような状況と思います。ですから、そういう情報整理しながら本業にどうやって役立てていくのかということをこれから議論されたら良いのかなと思いました。以上コメントです。ありがとうございます。

- 石井座長 ありがとうございます。そしたら森田委員お願いします。
- 森田委員 ありがとうございます。森林総合研究所の森田です。2点ほど質問させていただければと思います。1点目が伴走支援と今後の対応にも関係してくるのかと思いますが、最近結構国際誌でも OECM に関する論文、例えば OECM に関するレビュー論文なども出ていたりして、それをパラパラと見ていて、やはりどれも結構課題となっているようなのが、しっかりとしたモニタリングの必要性であったり、科学をベースにすることの必要性だったりしており、これらがないと OECM の活動としてやっていっても、本当の意味で全体として生物多様性に良い効果が出ないのではないか、と感じています。現在、民間が支援するような様々なスケールでの取組があり、その中で求められる科学的知見はスケール感によっても違うと思いますが、そういった科学的知見などにどのようにアクセスするかを考えていらっしゃるのかをお聞かせください。論文の中では IUCN の方向性だけでは駄目だということも書かれており、国際誌の論文などの学術的な動向も見た方が良いと思います。

もう1点として、OECM は生物多様性条約の方から議論が始まっていると思いますが、今 先週から行われている SDGs に関するハイレベル政治フォーラムなどでも、気候変動と SDGs のシナジーの会合で日本からもかなり気候変動と SDGs のシナジー関係で自然に関係する取 組について発表されていました。そういった話と OECM の話は結構オーバーラップするとこ ろがありますが、それを別々に話すのではなくて、せっかく日本から生態系に関して良い取 組を発信したので、どうやってそれらをリンクさせるかといったことも今年度議論される のでしょうか。以上、2点をお願いします。

- 石井座長 ありがとうございます。では竹ケ原委員お願いします。
- 竹ケ原委員 ありがとうございます。ご丁寧に議論をトレースしていただきありがとうございました。記憶が鮮明になりました。100 か所選ばれるということについて 1 点だけご質問ですけれども、試行段階でも色々なパターンがあったと思いますが、企業主導型とか、そういった何らかの類型あるいは規模についてこの 100 か所をどういう構成でやっていかれるかについて目処があるかどうか、後ほどご意見聞かせていただければと思います。以上です。ありがとうございます。
- 石井座長 ありがとうございます。そうしましたら藤倉委員お願いいたします。

- 藤倉委員 ありがとうございます。自然共生サイト認定というところまで進まれていると 思いますが、研究者、科学者がどのように関わってきたかというような例がありましたら教 えていただけると良いです。以上です。
- 石井座長 ありがとうございます。そしたら土屋委員お願いします。
- 土屋俊幸委員 先程竹ケ原委員の質問の前提となるような質問になりますが、これから先 の 100 か所ではなく試行でやった 56 か所についての、属性若しくは規模別の統計的なもの があれば是非示していただきたい。実験的に自分でやったことがありますが、公的にはどう なるのかなと気になっているところです。以上です。
- 石井座長 ありがとうございます。では佐藤委員お願いします。
- 佐藤留美委員 各国のOECMの状況ということでご説明ありました。まだりか国ということですが、これから認証制度を取り入れる国を増やしていくアクションなどもあるようでしょうか。OECM をめぐる国際的な動きについて、どのような情報共有がなされているのか教えてください。
- 石井座長 ありがとうございます。では時間の関係もありますのでここで切らせていただきたいと思います。後藤委員、今挙手されました。ではセーフということでお願いします。
- 後藤委員 ご説明ありがとうございました。今回ゾーニングの段階ということで、色々環境 省様のほうで手を打たれているかと思います。伴走支援業務のところの課題 1~3 が具体的 にどう解決されてきたか、どう支援されたかというところの情報を公開することによって、 更に申請しやすくする、ハードルを下げていくというような説明だったと思います。そうい うことについて何かお考えがあればお聞かせいただければと思います。よろしくお願いし ます。
- 石井座長 ありがとうございます。それでは環境省の方から、ご回答等あったらお願いいた します。
- 小林課長補佐 小林です。お疲れ様です。ご質問いただきましてありがとうございます。私 から回答させていただきます。

まず渡辺委員から頂きました、地方環境事務所の関わりについてです。現在、全ての事務 所ではないですが、今年度から 5 か所の事務所に専門のスタッフの配属が叶いました。現 場での情報収集であったりとか、実際に現場を見ていただいたりとか、実際その場所がどう なっているのかとか、地域の方々がどのような考えで何の課題があるのかとか、そういうコ ミュニケーションは現場ごとにきめ細かくやっていくことが重要だと思っていますので、 そういったところ、我々本省から行き届かないようなところを是非事務所と連携して、事務 所でやっていければと思っています。一方で、配属されたばかりですので、すぐに全てとい うところは難しい部分はありますが、徐々に体制や力を発揮していきたいなと思います。

続いて佐藤委員から頂きました 100 サイトと 30by30 の面積目標に関してです。我々この 30by30 目標を考えたときに、当然面積もそうですけれど、質のレベルとか多様な主体の参画というのもこの中で達成していきたいと考えております。そういった意味では、先程ご質

問あった昨年度の試行や、目標とする 100 か所についても、まずは民間の取組のモデルになることを目指していこうと。その時に面積が大きいところだけではなくて、小さいところでも生物多様性の保全に貢献しているような場所も対象にしていきたいと考えております。そのためまずは 100 サイトについては、モデル的に全国で多様な活動や支援というのを見つけていきたいなという形でやっております。なお、30by30 ロードマップの中では、2026年に中間評価を実施するとしております。

そして八木委員から頂きましたご質問については、議題 3 のインセンティブの検討の中でより深い議論が出来るのかなと思っております。管理コストに対する資金が不足しているようなところに対して第三者からの支援を受けたりするとき、そういった時に単なる CSR とかではなくて、本業と結び付けたりとか、地域の活性化とどう貢献しているかをリンクさせていただくような形で、そういう管理のためのコストの負担のあり方を考えていければと思っております。

森田委員から頂きました、まず1点目、科学的な知見に関してです。ここはおっしゃるとおり、やはり最初はこの確固たるというか、きちんとしたデータが重要になってくるだろうと考えております。モニタリングの重要性もおっしゃるとおりで、一方で、なかなかこういうところがハードルが高いという話は聞きました。そこで、環境省では、昆虫、特に、同定や判別することも比較的分かりやすい普通種の昆虫の指標を元に、いくつかのサイトで簡易的なモニタリングの手法をやっていこうという実証事業を今年度開始しております。その中で、必ずしもプロではなくても管理者自らでもデータを、しかも簡易的に取れる手法を確立したいと考えています。もちろん専門家のしっかりしたデータ調査も併せたりとか、環境省が行うモニタリングであったりとか植生調査も含めて、色々なスケールでのデータを集めていく形にしていきたいと思っております。

2点目、おっしゃるとおり気候変動と生物多様性のリンクについては重要だと考えております。我々省内の中での話にはなってしまいますけれども、脱炭素の分野等々とどうリンクしていくかは調整を進めていて、今日議題3でも少し触れるとは思いますが、脱炭素先行地域の選定の中で生物多様性とリンクをうまく進めていくことができないかというのが進めているところです。これは議題3で少し触れたいと思っています。

竹ケ原委員からありました、100 か所、そして土屋先生からもありました試行の 56 サイトについてです。すみません、本日この 56 サイトの属性や規模感というのをこの場でお示しすることができなかったので、また機会があったときにこういう形でしたというのが公表できる形では考えていきたいなと思っています。そして今年度新たに申請を受け付けたところは、どんな所が出てくるかということは申請者に委ねられていますが、現状明確なインセンティブやメリットがはっきりとしたものが無い中でも申請いただいたところになりますので、モデル的になってくる部分もあるだろうと考えています。そういうものを、おっしゃっていただいたように試行と同じように認定された後に類型とか規模とかを整理して見ていきたいなと思いました。ありがとうございます。

藤倉委員から頂きました、認定に関して研究者や科学者がどのように関わってきたかでございます。審査の観点で言いますと、審査委員会は、研究者の方々、有識者の方々に入っていただいております。また、申請いただくサイトにおいて、現場レベルで、どこどこの大学の研究者と一緒にやっていますとか、こういう先生に見てもらっていますというように、現場レベルでの研究者や科学者が関わっていただいたようなサイトが多くございました。そういった意味では現場レベルでも入っていただく、そして審査の段階でも研究者の方々にも見ていただくことが今年度は重要なのかなと考えているところでございます。

そして佐藤留美委員から頂きました、国際的な動きに関してです。これは今、不定期にやっているところではありますが、IUCN のダイアログ、ワークショップに参加して、日本の取組を紹介したり、アジアの動きなどを聞いたり、意見交換をしたりしています。また、特定の国と直接やり取りをしたりすることもあります。後は日本が里山イニシアティブとかHAC(ハック)と呼ばれる野心連合にも参加している中での情報共有として、日本ではこういう動きをやっていますとか。、そのほか、COPであったりとか、G7 やG20 の中でも各国とOECM の情報共有を進めていく中で日本の取組を発信したりとか、海外の情報を教えていただいたりとかというのを、機会を設けて進めているところです。

後藤委員から頂きました伴走支援業務について、これはおっしゃるとおりで、成果については広く公開していくことで、多くの方に成果を見ていただきたいと思っていますので、今はうまくまとめられていませんが、まとめ次第ガイドラインや手引きのような形で多くの方に参考にしていただきたいなと思っております。すみません、長くなりました以上です。

- 石井座長 ありがとうございました。まだご質問等あるかもしれませんが、先を急ぎたいと 思います。
- (2) OECM の設定・管理に関する課題と今後の対応方針について
- 石井座長 では議事 2 でございます。OECM の設定・管理に関する課題と今後の対応方針に ついてということで、まずは事務局の方からご説明ください。小林補佐でよろしいですね、 よろしくお願いします。
- 小林課長補佐 議題 2 について、資料 2 をご覧いただければと思います。先程、和田から 議題 1 にてこれまでの振り返り、成果についてご説明させていただきました。前回 3 月に 行った検討会でも、私から自然共生サイトの運用を 4 月から開始しますとお伝えしました。一方で、今後も制度の改善の検討はしていきたいとご説明させていただいたところではご ざいました。そういった中で、委員の皆様からも前回の 3 月のときに多くの意見を頂きました。例えば民間の取組を保全に呼び込むことが重要である。インセンティブや伴走支援を どう作っていくか。またこの制度をしっかりしていく。その中で法制化も含めて考えていこう。現場関係者、NPO・NGO、自治体、事務所、こういったところの連携がさらに重要ではないか。非常に多くのご指摘、まだまだ制度として磨き上げる部分があるのではないか、というようなご指摘をいただいたと承知しております。

また、冒頭、局長の挨拶にもありましたように、自民党や公明党から提言を頂きました。 自民党の提言は 5 月末に頂きましたが、自然共生サイトの活動を認定する制度の法制化の 検討をというものがあります。インセンティブの整備、活動成果、貢献度の見える化を推進、 生物多様性の回復・創出する取組を幅広く認定する形など、そういうご指摘・提言を頂いた ところです。

公明党からも同じように、民有地の OECM 登録を推進するためのインセンティブとなる法整備や税制上の措置を検討すること、こういったご提言を頂いたところです。

このような背景も踏まえまして、政府としても骨太の方針に、国会提出を視野に自主的取組を認定する法制度の検討を進めていきますと書かせていただきました。自然共生サイトの認定を 4 月から開始したところではございましたが、民間の取組をさらに促進することへの期待、そしてネイチャーポジティブに向けてしっかりとした制度として確立していくことが必要ではないかと、そういった期待を非常に感じております。やはりその期待に応えながらネイチャーポジティブに向けて更に取組を進めていきたいと考えております。

そこで今回、これまで令和2年度からのOECM検討会の中で委員の皆様からご議論、そし て委員からご指摘いただいたことを改めて振り返りました。また、企業や地域の方々にヒア リングした結果や、与党からの提言も踏まえて、テーマごとに現状の課題と対応方針案の整 理を行いました。まず1つ目の認定制度についてです。いくつか課題が考えられます。現在 運用している自然共生サイトは OECM に登録することを見据えて、例えば希少種が生息して いたりとか、多様な動植物の生息環境の場になっていたりとか、申請時点で生物多様性の価 値基準に合致していることを要件としています。こういったところを認定することは現状 を維持していくことや、更に質を向上させていくうえでも非常に重要だと考えており、まず はこれを進めてきました。一方で、ネイチャーポジティブに向けては、例えば現状では手入 れが不足して荒れてしまった場所、それから外来種だらけのような場所など、生態系が劣化 してしまった場所において、生態系を回復していく活動、それから現状では例えば更地のよ うなところに、例えば、新たに在来種を中心とした緑を創出する活動、つまりは将来的な OECM 候補、自然共生サイト予備軍といったようなものも育てていく、後押ししていくよう な活動も重要なのではないかと考えています。また、これも良く質問を受けますが、生物多 様性保全のために何をすればいいのでしょうかという質問です。生物多様性保全というの は、森林から海岸まで、もっと言えば沖合まで、色々な所で多様な生態系があって、それぞ れにおいて適切な管理のあり方というのも様々だと思っています。そういったこともあっ て、どのような管理のあり方が重要かということを、これまでの知見も踏まえながら方針を 示していくことはとても大切だろうと考えています。もちろん自然が相手ですので、絶対こ れが正しいですよという手法というよりは、順応的な管理の観点から、状況状態を見極めな がら都度対応していくことがポイントにはなってくるのかなと思います。こういったこと を進めていくためにはやはり農林水産省や国土交通省をはじめとした関係省庁との連携を より一層深めていくことが重要であろうと思っております。また、生物多様性+αというこ

とで、生物多様性の取組を通じて、例えば観光、地域産品それから工業品、ブランド品の向 上とか、そういった地域活性化に繋げていく等、地域の課題解決にも貢献するというような 視点も重要だろうと考えています。先程、森田委員からもありましたような、脱炭素との連 携とか、そういったところも当然この中に入ってくる部分で、今後より推進していくべきだ ろうと思っています。また、9月にリリース予定のTNFDをはじめとして、企業を取り巻く 生物多様性の状況は急速に進んでいると感じています。そういった情報開示にも活用でき る仕組みにしていく。そのための信頼性の確保が必要だろうと。それから、これはなかなか チャレンジングなことだと重々承知しておりますが、やはり生態系回復に向けては所有者 不明の土地への対応というのも、どういうことが出来るかを検討は進めていくことは重要 と考えております。またここは技術的ですが、手続き的な部分でも、例えば申請から認定ま で迅速に進められることとか、複数の箇所に対する認定の手続きのあり方とかを考えてい く必要があると思っています。そして今挙げたこういう課題への対応方針案です。さきほど 申し上げた課題を見ていくと、OECM の枠を超えた対応が必要だと。ネイチャーポジティブ に向けて、あるエリアにおいて企業など民間の取組をどう促進していくか。さらにそれを確 固たる、しっかりとした制度としてどう担保していくか、こういったことが重要となってく るだろうと考えています。そしてこれらの課題に制度的に対応するためにも、中央環境審議 会において法制化を視野に入れて検討を進めていきたいと、考えております。まずこれが、 長くなりましたが1つ目です。

続いて2番、これはいわゆるインセンティブです。インセンティブについては次の議題3 でご議論いただきたいので、ここでは簡単に触れる程度です。課題としては知識、人材、マンパワー不足、それから資金不足といった課題がある。これについて伴走支援とか多様な主体の参画、それから貢献証書といったような支援制度の構築というのを考えていきます。議題3で詳細についてご説明・ご議論いただきたいと思っております。

続いて生物多様性の見える化についてです。これについては前回の第3回で少しご説明、ご紹介させていただいたところですが、例えば課題としては生物多様性の状況について、保全上重要な場所や効果的な場所を、解像度を上げて示していくこと、それから生態系タイプごとや地方公共団体ごとの保全状況を可視化・評価することで、地方公共団体が戦略作りに情報を活用していくことが重要ではないか。また取組状況についても、企業がどんな取組をしたらどれくらい効果があるか、貢献度を可視化するような、定量的に評価できるようなことも重要ではないか。また、モニタリング結果など、企業が行った成果をログとしてどんどん溜めていくことも重要ではないかなと感じています。こういったことに対する方針としては、まずこのような課題・ニーズに対応できるように、そういった情報システムを作っていきたいと思っています。いきなりフルスペックでリリースするのは難しいと思いますので、段階的に機能拡張するようなイメージで進めていきたいと思っています。そういった情報システムを通じて、生物多様性の高解像度の地図や保全状況の評価、取組の貢献度の可視化を行っていきたいなと思っております。

これは参考で、前回の検討会で付けた図になりますので、後でご覧ください。

そして4番目、これは別々の話ですが、資料スペースの関係で1つページに記載しております。まず、関係省庁との連携です。0ECM については、陸・海ともに自然共生サイトだけではなくて国の制度に基づき管理されている場所が対象になってくると考えております。陸については国の制度に基づく0ECMの考え方を関係省庁と検討し、該当する具体的な制度の整備を行っていきたいと思っています。海域については、重要海域などを基に候補海域を抽出し、ここについても関係省庁や専門家の意見を聞きながら当該箇所の整備を行っていきたいと思います。

そして国際発信についてです。日本の特徴としてり、人の手が入ることで維持される生物 多様性の価値というのが日本やアジアにとってはポイント、特徴的だと思っております。こういったものは世界に発信して理解を作っていくことが重要です。そのため、現状も進めておりますが、HAC (野心連合)といった国際イニシアティブとも連携しながら日本の OECM の考え方・ノウハウを展開する。そして、海外における OECM の議論や取組の推進も積極的に貢献していきたいと考えております。

以上、私から議題2についての説明を終わります。以上です。

- 石井座長 ご説明ありがとうございました。それでは委員の皆様からご意見ご質問承りたいと思います。資料 2 は課題と今後の対応ということで、沢山ご意見があるのではないかと思います。それでは高川委員、お願いいたします。
- 高川委員 日本自然保護協会の高川です。丁寧なご説明ありがとうございます。3 点質問が ございまして、それぞれ手短に伝えたいと思います。

1 つは OECM の法制度化についての話が出ているかと思いますが、すごく親和性が高い生物多様性地域連携促進法ですとか、自然再生推進法などと、今どういうリンクを考えられているのか、もしあったら教えてください。というのが 1 つ目です。

あと 2 つ目が、他の自治体様の自然共生サイトへの関心が非常に高いですけれども、かたや義務が発生するのではないかといった警戒心も持たれている状況です。そのため、環境省として、自治体に今後どう呼びかけられていく予定か、もし予定があったら教えてください。

3つ目がモニタリング手法についてです。やはりモニタリング手法がとてもネックになるかなと思っています。今環境省の研究総合推進費でモニタリングに関するテーマが 2 つぐらい動いているかと思いますが、そちらとのご連動について何かお考えがあったらお聞かせください。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。そうしましたら角谷委員お願いいたします。
- 角谷座長 私からは見える化に関して1点だけ質問させていただければと思います。4月以降新たな共生サイトの認定のプロセスが進んでいると思いますけれども、そのプロセスを通じて見える化に関して新たに出て来たニーズとか、あるいはこういったものがあったらより役立つというような課題とかがもしあれば教えていただきたいなと思いました。以上

です。

- 石井座長 ありがとうございます。では渡辺委員お願いいたします。
- 渡辺委員 ありがとうございます。法制化も視野に入れて認定制度の検討を全体的に行っていくというご説明をいただきました。自然共生サイト、あるいは OECM の取組を長期に渡って、確実な、しっかりとした形で進めていくうえで、そういった面からも大変意義があるし、タイムリーな取組になるのではないかと思います。そのうえで3つコメントです。

1つ目は認定制度の検討の中で、良好な残された場所の保全だけでなくて、消失・劣化した生態系の再生回復も後押ししていけるようにしたいという点で、大事な点だと思いました。自然再生推進法が施行されて今年で20年になります。30近くの協議会で色々な経験を積み重ねていますので、そういった経験や知見を活かして認定制度の中での再生回復の取組をどう組み込んでいくのか、是非検討していっていただけたらと思いますし、自然再生推進法の枠組みと新しい認定制度とうまく支えあうような関係を作っていってもらえたら、ネイチャーポジティブにとっても意味があるのではないかと思います。

2つ目は見える化のお話がありました。この見える化の取組、可視化・地図化のシステム作りといったことと新たな認定制度に基づく認定というのはうまくリンクするように、繋がっていくように是非工夫してもらえたらと思います。そのことによって保護地域なり共生サイトのネットワーク化がしっかり図られていくのではないかと思います。

最後3つ目ですけれども、国際発信・国際連携という部分です。里山イニシアティブの国際パートナーシップ、今304のメンバーが加入していますけれども、その新しい行動計画が先週秋田の総会で採択をされました。その中で里山里海のような地域での0ECMの設定・管理に里山イニシアティブが貢献していくということが大事な、今後の行動の柱としても位置付けられました。こういった里山イニシアティブの国際取組にも、この認定制度を含めて共生サイトの経験を是非共有して、発信していただけたらと思いました。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。では続きまして竹ケ原委員お願いいたします。
- 竹ケ原委員 ありがとうございます。与党のご提言にもあったように、推進力が増してきている状況がよく分かりました。見える化についてご質問といいますか、今後の論点の提示になるかもしれませんが、民間主導の取組が多い分、自主的な取組を認定してあげるとか、貢献度を可視化するのは素晴らしい取組だと考えます。特にそこにストーリー性をしっかり見てあげると企業にとっても非常に良い動機付けになると思います。留意すべき点としては、貢献度を測定して後段のインセンティブと紐づける場合、複数の主体が関与する貢献度をうまく切り分けて各主体に対応させられないと、温暖化の世界でいうアボイデッドエミッションみたいな話になる懸念があります。例えば、車体が軽量化することで CO2 が減ったとして、その貢献は完成車メーカーに帰属するのか、良質なハイテン材を提供した素材メーカーの方なのか、について議論が生じる可能性があり、これがインセンティブと紐づくとなると、少々大事になることも懸念されるわけです。この貢献度の部分、貢献度の可視化してどう企業にインセンティブを付けていくかという話、いずれ多分自然資本の話でも出て

くるような気がしますけれども、制度設計でこの辺りを念頭に置いて議論を進めたらいいなと思いました。以上です。

- 石井座長 ありがとうございました。では長谷川委員お願いいたします。
- 長谷川委員 ご説明ありがとうございます。質問と意見がございます。まず、資料 P.6 の認 定制度について、法律に基づいた制度を検討されるということですが、法制化となるとえて して柔軟性が欠ける可能性が生じるので、そこについては機動的で柔軟な対応が出来るように、要するに使い勝手が悪くならないような配慮をお願いしたいというのが 1 つです。

その関連で更に 2 つです。同じく資料 P.6 に、生物多様性+αに向けてという項目に、「地域活性化や地域の課題解決への貢献」という表現がありますが、これが変に要件という形にならずに、むしろそういうこともできたら良いよねといった緩やかな願望程度の位置付けにした方が良いのではないのかなと思いました。これは意見です。

更に、その下の「金融や資本側から求められる開示への対応に活用できる仕組み」という表現が、生物多様性の話なのか、生物多様性+ α の話なのか必ずしも分からなかったので、このタイトルのこの項目の中に、この記述が含まれていることについて、どのような意図があるのか教えていただきたい。

最後、可視化の話です。P.8の可視化・地図化を具備したシステムについて、これは是非やっていただければと思いますが、これは特に自然共生サイトとかOECMだけに限るものではなく、一般的に広くそういったものが表現されるシステム、生物多様性が可視化されるシステムと理解すれば良いのでしょうか、というのが質問でございます。以上でございます。

- 石井座長 ありがとうございます。では続いて一ノ瀬委員お願いいたします。
- 一ノ瀬委員 ご説明いただきありがとうございます。基本的に方向性としては大賛成です。 私からは2点です。

1 点目は最初にもご指摘ありましたけれども、この検討会だったでしょうか、随分前に 30by30 アライアンスの自治体のアンテナが低いというか、反応が低いといったような話が あったかと思いますが、私も関連する自治体と話していても、民間がやることなので関係ないですといったスタンスが強く感じられて危機感を覚えています。そういった意味では、どう誘導するのかというのが最初の質問だった気がしますが、更に一歩踏み込んで地域戦略 でどう扱うかというところまで環境省の方から示していくような方向性を考えていらっしゃるかというのが 1 点目です。

あともう 1 点は、多様性の見える化に関連してなんですけれども、それぞれ課題や方針はそのとおりだと思います。さらに言うと、もっと踏み込むと大事な場所があるからここで積極的にやるべきだということを見つけ出して、誘導していくことが必要になるのではないかなと思っていますが、そこまで踏み込むようなお考えがあるのかということが 2 点目です。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。後藤委員お願いいたします。
- 後藤委員 ありがとうございます。基本的には好ましいご提案かなと思っております。スラ

イドの P.6 にありましたように、生物多様性 $+\alpha$ の $+\alpha$ のところに非常に期待するところがございます。と言いますのは、やっぱり生物多様性の問題というのは、様々な要因に依存しているということがありますけれども、様々な要因において影響を及ぼすことが出来るだろうと考えておりまして、そこに書いてありますような地域活性化とか地域の課題に対する貢献とか、3 つ目にありますような所有者の不明土地とか、これはかなりハードルが高い、法制化の議論の中でも一番ハードルが高いのではないかと思われるような内容ですけれども、こういう国土保全とか、大きな観点で生物多様性の問題、この中では自然資本と言っても良いと思いますけれども、そういう問題を議論されていただきたいなと思っています。

それから今金融の世界でもインパクトファイナンスといった言葉をよく使っておりますけれども、やはりインパクトファイナンスという限りはモニタリングとか、成果伴った時にどう対応していくのかということも含めて、かなり期待されていると思いますので、その辺りまで含めて議論を進めていっていただきたいなと思います。その点について何か現時点でお考えがあればお聞かせいただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

- 石井座長 ありがとうございます。では八木委員お願いいたします。
- 八木委員 ありがとうございます。私からも2点ございます。法律に基づく制度、非常に良い方向だと思います。ただ地方の当事者が混乱しないように説明することが重要かなと思っています。例えばUNESCOの世界遺産とかFAOの世界農業遺産とか、地元の人にとって見たら自然共生サイトとどう違うのかなど混乱しかねないようなものがございますので、それとの違いなどを良く説明しながら進めていただくのがよろしいかなと思います。

もう 1 つ目が見える化です。見える化のメリットとしましては、保護区のネットワークが作れる、というのはあると思います。ただ同時に若干心配なこともございます。昨年から議論になっていますが、見える化をあまりにもしてしまうと希少種などを密猟しにくるような人がいるのではないかと、そこはうまくバランスしながら見える化をしていただければと思います。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。続いて広田委員お願いいたします。
- 広田委員 私からは2つございます。1つは最後の関係省庁との連携のところで、端的に言うと里地里山を所管する農林水産省との連携との部分が、ここの表現だとちょっと後退しているというか、あまり踏み込んでいない印象があります。国の制度等に基づき管理されている森林・河川・都市緑地というのは明確にされていますが、里地里山については国際発信のところで世界に発信、理解醸成というような表現に留まっているので、この辺りの考え方がどうなのか確認したいというのが1点です。前の方では、里地里山についても関係省庁との連携という言葉もあったかと思うので。

もう1点が先程から出ています、 $+\alpha$ の点ですね。ここ非常に重要だと思う一方で、やは りマイナスの面も受け取れかねない面もあるのかなと思います。何らかの規制がかかって くるのではないか。特に生業もそうですし、国土交通省が管理している河川とかもそうです けれども、どうしても現状変更は必ず伴うわけですから、そこら辺がどれぐらい許されるの か許されないのかというところ、管理のやり方のところに書き込めれば良いと思いますが、 その辺りは少し考え方を整理しておかないと、無用な反発というか忌避される危険もない わけではないなと感じました。以上2点です。

- 石井座長 ありがとうございました。では森田委員お願いいたします。
- 森田委員 ありがとうございました。2つ質問があって、1つが法制化のスコープはどの辺を考えていらっしゃるのかについてです。先程色々な省庁との連携について話がありましたが、自然共生サイトの認定の基準のレベルで話すのでしょうか、もっと幅広く、経済的インセンティブを与える話等も含めて幅広く議論していくのでしょうか。法制化となるとなかなかスコープを広げて承認できないと思いますが、自然共生サイトとしての認定の基準を書き込むイメージなのかということを1つお聞きしたいです。

国際発信のところで自身も気になったのが、何となく生物多様性のコミュニティーの人たちに発信する印象がありますが、先ほどお話しした気候変動と SDGs とのシナジーの会合でも、日本が発信したのが森林や藻場のケースだったと思いますが、ネイチャーベースドソリューションやネイチャーポジティブエコノミーなどの観点でも色々な発信がある中で、そこにうまく整合する形で発信する方向になるのか、あくまでも OECM の議論が始まった生物多様性条約のグループに向けてイメージをされているのか、その辺について説明いただければと思います。

- 石井座長 ありがとうございます。では佐藤留美委員お願いいたします。
- 佐藤留美委員 佐藤です。ありがとうございます。課題解決に向けての方策ということで、 私も非常に賛同しております。私からは認証制度の促進という点でいくつかアイデアがあ ります。先程一ノ瀬委員もおっしゃっておりましたが、自治体の皆さんへの PR と言います か、なかなか認知が広がっていないように感じております。民間の市民団体から自治体の方 に OECM どうですか、と聞いてもそれ何ですか、と返答されるということもあり、そこは着 実に進めていくべき案件かと思います。自治体への定期的な説明会などもあるかと思いま すが、官民連携で進めていくという意味で、行政の方々と民間、企業、市民団体、NPOやNGO も、一緒になって説明会を開催するとか、参加者を募るとか、そういったことも是非進めて いただけたらと思います。私たちの方で今関わっています国分寺崖線エリアでは、産官学民 のネットワークを作っており、今年度 OECM をテーマに会議を検討しています。是非そのよ うな場で、環境省の方もおいでいただいてお話いただけたらと思っているところです。そう いったように、多様な主体がいらっしゃる中で説明し、共に推進していくことが重要かと思 います。またそれに関連しまして、パンフレット等やホームページなど、外向けの広報媒体 をどのようにお考えになっているのか教えてください。一般の方々にも分かりやすい媒体 があると、例えば委員自らも PR など活用できると思います。また普及・啓発のためのイベ ントに対して、例えば OECM を絡める補助金など、支援する仕組みがあると良いと思います。 今各所で生物多様性や自然環境保全をテーマに自治体や市民側など主催でイベントやセミ

ナーなどが行われていますが、そのような催事を企画する際に、OECM というテーマを入れると補助金がとりやすい、といったような流れをつくれたらと思います。

また OECM について、これは国際的な認証ですよと私も外で説明していますが、そのような点もわかりやすく記載して、今世界で進んでいる国際的な動向も含めて、Web サイトはじめとした広報でしっかり打ち出していくことで、更に OECM のプライオリティが高まっていくと思います。よろしくお願いします。

- 石井座長 ありがとうございます。それでは藤倉委員お願いいたします。
- 藤倉委員 ありがとうございます。まず P.8 の可視化・地図化機能、これについては非常に 重要だと思っておりますので、むしろ取り込んでいただきましてありがとうございます。そ の中で、最後のところに新システムに既存の生物多様性情報を集約できるようにする、と書いてあります。 世の中には生物多様性に関する情報が集約されているところがいくつもあるわけですけれども、それをわざわざ集約するよりは、そこからデータを持ってくるだけで良いだけの話ですので、むしろ高解像度地図とか、可視化の方にエフォートとか資源を投入されることと、そもそもベースとなる自然共生サイトから情報を集める方がきっと大変かと思いますので、そちらの方にエフォートとかインセンティブを配分されるのがよろしいかなと思っております。これはコメントです。

それから、最後の P. 11 の対応方針で海の方ですけれども、重要海域とか OECM の候補海域を抽出しと書かれておられますが、以前からもお話しがあったとおり、これから 30by30 をにらむと、どうしても新しく設定する場所というのは沖合とか深海底に広げるというのがかなり重要というか、そうならざるを得ないというところがあるかと思います。既に重要海域というのは環境省様を中心に、他にも抽出していただいているわけですけれども、また新たにこれをアップデートするお考えがあるのかどうかというのをお尋ねしたいと思います。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。そうしましたら土屋委員お願いします。
- 土屋俊幸委員 実は佐藤留美委員、一ノ瀬委員、広田委員のご意見辺りで大体言われたかなと思いますので、ごく簡単に言います。1 つはどうもやはり今回を見ていると、本来 0ECM に一番支援が必要であった里地里山のあたりの支援・サポートが少ないのではないか。どうもこの方針で見ると、むしろそれが広田さんもおっしゃったように、弱まっているような気がするというのは私も同感でして、やはりそれは肝ではないかと思います。前にも申し上げましたが、企業等の、若しくは大きな組織等が元からやっているところを認定するのは、一つとしては大事ですけれども、今まさに危機的な状況にあるようなところをどうやってサポートするかはやはり大事だと思っています。

それと非常に関係するのが第 2 点としては、佐藤留美さんや一ノ瀬さんが言われたように地方自治体、市町村との連携が重要で、特に農山村の場合は住民団体等は弱い状況なので、自治体が先頭に立って行くことが重要だと思います。その場合、地域戦略を作ることでより具体化、見える化していくことが重要なのですが、自治体への支援策がどうも見えない

なというのがありますので、その辺がどうなるのかということが聞きたいところです。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。以上でよろしいでしょうか。小林補佐、本当に沢山のご 意見ご質問等ありました。要領良くご回答よろしくお願いします。
- 小林課長補佐 ありがとうございます。

まず高川委員から3点頂きました。まず1点目、OECMに関して、おっしゃるとおり地域 連携促進法や自然再生推進法と非常に親和性があると思っています。これについては今後 法制化も視野に検討を深めていく中で、既存の法令との関係や扱いなどを含めて考えてい きたいなと、現時点ではそういったところでございます。

2点目の自治体に関してです。法制化も視野に検討と申しておりますが、現状の自然共生サイトもそうであるように、何か規制するとか義務を負わせるというようなものではなく、活動を促進する、後押しをしていきたいというような趣旨で考えております。そういった意味ではその警戒については丁寧に解いていきたいと思っております。

またいくつか皆さんからご指摘ご質問、コメントいただいていた、地方公共団体に関しても、都道府県レベルではまずは意見交換とかお声がけとかは都度行っていったり、地域戦略の関係と一緒にセットで説明したりとか、我々としても出来る限り伝えたりとか、意見交換を進めているようなところではございます。一方で、それで全て十分かというと全然そんなことはないと感じております。やはり、地方自治体全てに認知いただくにはまだまだ足りない部分とか、説明が足りない部分、知られていくための広報部分とか、メリット、色々足りない部分はあると思いますので、そこは引き続き頑張っていきたいと思っております。

モニタリングと推進費の関係について頂きました。おっしゃるとおり推進費は今 3 件のプロジェクトが進行中だと理解しております。まずはしっかりと成果を取り込んでいくことが重要だと思いますし、システムにうまく反映できるようなことも成果として、連携していければと思います。

角谷先生からご質問いただきました、見える化について新たなニーズが出てきているかどうかということでございます。どんな場所が重要だろうというような声とか、自分のサイトって今どういう情報があるのだろうとか、データがどんなのが、自分で思っていなくても世の中にあるのだろうなという声や、あとは取組の中で、どれぐらいやればどういう評価されるのだろうとか、どんな効果があるのだろうという貢献度に関して知りたいという声も聞くことは多くなってきたかなと感じております。システムをこれから作っていく中でも、そういったところに対応できるとか、今後将来的に機能実装が出来る余地を残しておくことが重要なのかなと考えております。

渡辺委員からはコメントを頂いたと感じております。おっしゃるとおり、劣化地の再生というのは1つ大きなポイントになってくるだろうと。現状、自然再生推進法もあるなかで、 高川委員からもご指摘いただいたように、既存の法令との関係や再生・回復について、どう 検討していくかというのは是非考えていきたいと思っています。見える化についても、認定 の仕組みと切り離されたシステムではなくて、むしろそれが基盤となり、後押しする、トータルでサポートできるようなシステムとしても考えていきますので、その辺りはご指摘のとおりリンクするような形にしていきたいと思います。

そして国際発信などについて、里山イニシアティブに関しても日本の成果とかを共有してほしいということで、そこは是非経験を活かしていって各国との意見交換や、情報発信に努めていければと思います。

竹ケ原委員から頂いたコメントについてです。貢献度の部分は、おっしゃるとおり重要なところであります。企業の貢献度を測っていきたい、教えてほしい、どのように測定すればいいのだといった声はありますが、その視点を踏まえながら対応できるような形にしていきたいと思っています。

長谷川委員からはコメントと質問だったと思います。法制化も視野に検討を進めていく中で、使い勝手が悪くなることは避けたいなと。先程申し上げたように促進したいという思いですので、逆に促進できなくなるようなことにはならないように十分気を付けていきたいと思っております。ご質問いただいたのが、 $+\alpha$ のところに情報開示がなぜ入っているかということでございますが、ここに入れた心としましては、企業が生物多様性保全に取り組むということは、企業の持続可能な経営とか、企業自身の評価にも繋がるようにという意味を込めて、保全活動が、単なる生物多様性だけではなくて、企業自体の評価にも繋がるようにしていきたいということもあり、 $+\alpha$ に入れております。

見える化については、広く見れば生物多様性の持つ広い可視化のシステムとして理解していただいて大丈夫でございます。その中でも特に自然共生サイトの認定を進めていくうえでの情報ツールやシステムツールとしても活用していきたいと。そういう意味で色々な機能を盛り込んで考えていきたいと思ってはおります。

一ノ瀬委員からもご質問いただきました。地方公共団体に対しては、先程申し上げたように、地域戦略の議論や説明の中でもOECM や自然共生サイトの扱いについて、説明はさせていただいているところではございます。こういった中で、やはりまだ自然共生サイト自体も始まったばかりで、これをどう活用していくか、自治体でも手探りな部分、我々も手探りな部分もありますので、モデル的なものが出来上がってくると自治体も単に情報を知るということだけではなくて、自分たちがどう活用できるかというのも考えられて、一緒に出来るのかなと思っています。

見える化についてです。これについては課題の中でも生物多様性の保全上効果的な場所 も示していくことが重要と考えています。そういった意味では、大事な場所を見つけ出して 示していくことはそれに対応すると思っております。どこまで出来るかというのはありま すけれども、保全の優先度が高まるような形というのは是非考えていきたいと思っていま す。

後藤委員からコメントを頂きました。 + α に期待いただいているということでありがと うございます。おっしゃるとおり地域活性化とか、所有者不明の土地、ハードルが確かに高 いですけれども、この大きな観点、国土保全とか自然資本の活用という意味で是非議論していきたいと考えております。もちろんどこまで出来るか分かりませんが、色々考えていきたいと思っています。インパクトファイナンスについても、ご指摘を踏まえて色々何が出来るかを考えていきたいと思っています。

八木先生からもコメントを頂きました。色々な話、新しい動き、自然共生サイトが始まったと思ったらまた次はこの話だ、と色々出てくると、既に色々な、似たような制度、色々な形がある中で、地域の方々、企業の方々、地元の方々、自治体の方々が混乱しない形で発信や整理をしていくことは十分注意したいと思っています。見える化については希少種について密猟するとか盗掘のリスクがあることは我々も十分把握、承知しております。昨年度の見える化の検討会の中でもご指摘を踏まえて、出せる情報は限っていこうと考えているところです。一方で、敢えて見せていくことで保全が出来るような場所もあるのではないか、もちろん隠すこと、それを出すことで危ない場所もある。ですので、原則的な考え方を踏まえながらも、地域ごとの希少種、例えば鳥なのか哺乳類なのか、昆虫なのか両生類なのかというタイプごとや、そこでの保全体制がどうなっているのか等を踏まえながら、発信したほうがむしろプラスになる、もしくは隠した方が良いのではないか、そこら辺はきちんと気を付けて対応したいと感じております。

そして広田委員からコメントを頂きました。農林水産省との連携が少し後退しているのではないかと見えると。それについては、すみません、資料の書き方がもしかしたら悪かったと思っております。決して後退はしていないと私は考えております。むしろ前進していると感じております。農林水産省とは非常にこまめにお話をしたり、連携を進めたりしていきたいと、一緒に考えていきたいという形で我々も考えているところです。誤解があったところとして、議題2の資料において、関係省庁との連携という括りの中に、国の制度に基づくOECMの設定・管理のみを入れてしまったがためだったと思っております。例えば国の制度に基づき管理されている森林や緑地のように国が主体となる部分についてはこのページにありますが、地域の方々や民間の方々が主体になっていて、我々行政がバックアップして後押ししていくようなのは、現行の自然共生サイト認定や、今後法制化を視野に検討していく制度でのメインターゲットになってくると考えています。そういった民間が主体となる活動促進に関して、農林水産省と一緒にネイチャーポジティブに向けて両省庁での方向性を一緒にどう考えていくかというのをお互い前向きに取り組んでおりますので、後退はしておりません。

そして $+\alpha$ についてです。何らかの規制がかかってくるのではないかと非常に不安になる部分だろうとは思っております。今回考えているのは促進策です。規制によるものではなくて、むしろ手を入れていこう、活動を促進していこうと、そこを後押ししていきたい制度にしていきたいと思っています。もちろん、何でもかんでも OK というものではなくて、必要な管理、望ましい管理はこういうものだよねとか、順応的に見ていく必要があるよねというのを関係省庁と連携しながら、ポジティブにしていきましょうという制度にしていきた

いと思っています。

森田委員からご質問いただきました、法制化のスコープについてです。こちらについては、自然共生サイトの認定制度をどうバージョンアップ、改良していくかというところをスコープにしています。つまりは、今日お示しした課題への対応を自然共生サイトの制度の中に組み込もうとするときに、あるエリアにおいて企業の活動を促進していく時に、OECMという枠を超えて、ネイチャーポジティブの活動促進とは、企業や自治体や地域における活動促進とはどういったものかを、スコープとして考えていきたいと思っています。

国際発信については、現状はなかなかやはり生物多様性とか CBD とか OECM とか、そういうコミュニティー関係者としか議論ができていないというのは実感しております。ただやはり OECM というのは色々な所との価値の融合とか、オーバーラップ、一緒に出来る部分というのがありますので、ご指摘のとおり今はまだなかなかそこまではできていませんが、ご指摘いただいたようなところとも連携しながら発信し、むしろこういう使い方とか連携のやり方があるよね、というのを考えていきたいなと思っています。

佐藤留美委員からコメントを頂きました。自治体のPRとか、確かにここは先程申し上げたとおりまだまだ足りていない部分はあると思っていますので、頂いたように我々と自治体だけではなくて、企業の方等と一緒になってのお話とか、何かただ説明会するだけではなくて、一緒に現場を見たり、何かを作ったりするような形で、実になるような姿を見ながら議論していった方が良いのかなと、お話を伺って思いました。ありがとうございます。

広報媒体については、環境省のWebページの中にOECMとか自然共生サイトのページを作らせていただいているところです。認定した暁には、認定サイトをご紹介するようなこともしていきたいなと思っております。僅かかもしれませんが、少しはそういうことも考えていきたいと考えています。

後はもう一つ、ネイチャーポジティブの関係で言うと、先日ネイチャーポジティブのキャラクターを募集させていただいたところで、ネイチャーポジティブのイメージキャラクターを活用しながら、単純な自然共生サイトだけではないですけれども、ネイチャーポジティブというのを発信する上での広報として考えていきたいなと思っています。

あとはイベントに関しても、確かに重要な所、なかなかこういうところの資金的な支援とかが無い部分もありますが、自治体さんとか地域の方がされるイベントとか何かあれば是非ご一緒にとも考えておりますし、我々がやるところについても、連携してまずやっていけるようなところで、出来るところから連携していければなと思っております。

もう 1 つ、海外の大きい国際的な認証についてもご指摘を踏まえて考えていきたいなと思っております。

藤倉委員からご質問を頂きました。可視化・地図化のデータについて、これも書き方があまり綺麗になっていなかったと思いますが、趣旨としてはおっしゃるとおりデータを全部集めるというよりは、API連携を使って必要なデータを連携して持ってくるような形をまずは考えていきたいなと思っていますので、そこは今後システムを作っていくうえで、アドバ

イスを踏まえながら考えていきたいと思っています。

そして重要海域についてアップデートするかどうかということについては、現状ではそこまでどうするかといったところに議論が至っていないという状況であります。まずは沖合域における既存の制度とか、そういった情報収集とか、制度の管理形態とか、色々な情報を集めていきたいなと思っています。そういった中で、海域における OECM の果たすべき役割とか情報の足りていない部分やモニタリングの関係とかをやりながら、OECM を沖合でどう進めていくかという考え方とかの整理をしていくなかで、重要海域の扱いについても考えていきたいと思います。

そして土屋先生からご指摘いただきました。趣旨的には里地里山への支援を少なくしたいとか弱くしたいというわけではなく、里地里山の支援とか、そこでの取組を促進していきたいと考えております。ただ確かに、企業の取組が先行して見えている部分はあるかとは思いますが、だからと言って里地里山をやらないとか弱めていくのではなく、むしろ今日のご指摘を真摯に受け止めて、次の議論の時とかには里地里山での支援とか体制というのをしっかりやっているよねというのを、広田先生・土屋先生からもご指摘いただけるような、コメント頂けるような形で頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。自治体との連携についても、ご指摘を踏まえてしっかりやっていきたいと思っています。すみません、石井先生にお返しします。

■ 石井座長 お疲れ様でした。大変だったと思います。多分まだご意見がおありかもしれないですけれども、次の議題もありますので。あっという間に1時間半が過ぎました。ここで少し、お疲れと思いますので休憩をとらせていただければと思います。現在14時36分なので、14時42分にしましょうか、分刻みで恐縮ですけれども、5分間休憩にさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(3) インセンティブ方策に関する今年度の検討方針について

- 石井座長 14 時 42 分になりました。委員の皆様が戻ってらっしゃると信じて始めていきたいと思います。議事 3 です。インセンティブ方策に関する今年度の検討方針について、事務局からご説明お願いします。渡邉室長補佐、よろしくお願いします。
- 渡邉室長補佐 ありがとうございます。議事 3 については自然環境計画課生物多様性主流 化室の渡邉より説明をさせていただきます。昨年度に続きまして今年度のインセンティブ 検討会も引き続き担当させていただきます。よろしくお願いいたします。本日は今年度の検 討内容について説明をさせていただいた後に、方針等についてご意見など頂ければと思っております。よろしくお願いいたします。

まず昨年度の検討内容の振り返りですが、1・2 のとおり論点など整理しながら、貢献証 書制度とその他様々なメニューの検討の組み合わせで検討していく方針としていました。 今年の 1 月の合同の検討会でも説明させていただきましたので詳細は省略をさせていただ きます。

それでは次に、インセンティブの検討に関する中期的なスケジュールについてです。まず 貢献証書の制度に関しましては、昨年度提示をしていたものからスケジュールを少し早め まして、令和7年度からの本格運用開始を目指しまして、来年度には試行運用が出来るよ うに今年度は貢献証書制度の詳細設計を行うこととします。そのために貢献証書とマッチ ングの試行というものを実施したいと考えております。この詳細については後程説明をさ せていただきます。

次に、その他インセンティブについて、既存制度の活用などに関する検討や伴走支援策の 詳細検討と併せて自然共生サイトの申請者や支援を希望する方などが活用できるポータル サイトの構築などを行っていきたいと考えており、本年度その詳細設計を行っていきたい と思います。これらの内容についても後程説明をさせていただきますが、その他のインセン ティブのスケジュールについてはインセンティブの方策というのが様々な内容を含むとい うことと、かつ出来るところから実施していきましょうという方針で、来年度以降の動きに ついては、各施策について、試行運用を順次実施していくスケジュールの設定にしておりま す。

これらを踏まえまして、今年度のインセンティブ検討会における検討事項でございますが、主に貢献証書の制度の詳細設計とマッチングを支援する仕組みについてご議論を頂きたいと考えております。その他方策についても、主に事務局で検討・調整を進めながら、検討会の場などでご報告をして、ご意見など伺う形で進めていきたいと思っております。

今年度インセンティブ検討会は、3回の開催の予定をしております。今回第1回で今年度の検討方針をご確認いただき、第2回で後程説明をさせていただく貢献証書とマッチングの試行の実施内容についてご確認を頂き、第3回は3月頃を予定しておりますが、施行の結果報告やその他施策の検討状況など、今年度のまとめと次年度の方針などを議論させていただければと考えております。全体の議論については以上でございます。

次に、貢献証書制度について、でございます。貢献証書制度についてはまず昨年度の振り返りからさせていただきたいと思います。昨年度末にお示しした貢献証書の制度イメージというのがこの左図でございます。自然共生サイトの所有・管理を行う実施主体は、自然共生サイトの認定を受けると、認定証というものが発行されます。一方で、自然共生サイトのような土地を有していないものの、経済的・人的支援などにより支援を行った支援主体といった方たちには貢献証書というものを発行することを検討してきました。この貢献証書については、昨年度末の検討会においては、実施主体にも発行できるのではないかということも想定をしておりました。また貢献証書の内容について、貢献証書本体と別紙の概要説明資料という言葉で書いておりますが、この2つに分けて考えておりまして、貢献証書の本体には環境省でも確認が出来る事実関係、支援したサイトの情報とか実際に行った支援の内容を記載するということを想定しています。貢献証書の使途を考えた時、例えば企業ですとTNFDなどに活用できるということが貢献証書の価値になりますが、TNFDに活用しうるよう

な支援行為と本業との関係性などのストーリー性を含む情報などについては、貢献証書と は分離をさせた任意の情報として記載をすると良いのではないかといったようなことを昨 年度の検討会では議論をしてきております。

さてここからが今回のインセンティブ等検討会についての本題でございます。次からの 説明では昨年度の議論を踏まえつつ、今年度さらに詳細を検討していく貢献証書制度につ いて、事務局から検討方針を説明させていただきます。3つほど論点を設定させていただき ましたので、その点について皆様にご意見いただきたいと思っております。

まず論点の1点目がこの資料ですが、貢献証書の名称と位置づけの再整理についてです。 昨年度からの変更点を2点書いておりまして、1点目は貢献証書の発行対象は支援者のみに しましょうというものです。昨年度は実施主体にも発行しうるということで、広くご議論い ただいておりました。2点目が、貢献証書が支援者の支援行為を証明するものという性格か ら支援証明書というものに(名称を)変更したいと考えています。図にも示しましたが、実 施主体は認定機関から認定証を発行され、支援者は支援証明書の発行機関から支援証明書 を発行されるというような、シンプルな構造になると考えております。なお、実施主体に関 しては、認定証の他に、認定証の別紙として生物多様性の価値等が記載されたものを受け取 ることになるという予定です。また、支援者は証明書発行機関が確認できる事実関係だけが 書かれた支援証明書を発行されるのですが、ここで重要なことだと考えているのは、自然共 生サイトの認定を受けるのも、支援証明書というのが発行されるものも、ただ紙をもらうだ けでは仕方がないと思っており、例えば企業であれば、TNFD とかの活用も視野に、本業と いかに関連付けて説明できるストーリーを構築していけるかどうか、だと考えております。 議事の中でも八木委員などからご指摘があった点だと思っております。これらのストーリ ー構築については、基本的には各企業等が自ら考えていただくことになりますが、自然共生 サイトの認定促進を図るために環境省ができる支援策としては、自然共生サイトの所有管 理者と支援を希望する者のマッチングを行うことと、認定自体、支援したこと自体がどう TNFD 等に活用できるのか、ということを示すモデルを作るということなのではないかと考 えました。そのため、今年度は認定された、あるいは認定を目指しているような自然共生サ イトの所有管理者と、支援を希望する者を対象にしたマッチングの試行を実施して、マッチ ングしたケースにおいて支援証明書の内容について議論をすることを今年度やっていきた いと思っております。

この試行について検討していくにあたっては、ワーキングというものを設置したいと考えているというのが次に話す内容でございます。この試行においては、認定自体や支援行為が TNFD において活用できるものとなるように、マッチングと併せて支援証明書のドラフトというのも作成をしてみたいと考えております。その詳細設計においては、TNFD 等への活用という側面や、企業を評価する投資家から見た評価からについても具体的に検討したいと思っておりまして、仮称ですが支援証明書モデル的試行ワーキングというものを設置したいと思っております。このワーキングは位置付けとしては検討会の下部組織としたいと

思っております。ワーキングで議論した内容を基に支援証明書の具体的な作りこみをモデル的に行い、論点の抽出などをしつつ、全体の方向性等は引き続きインセンティブ検討会でご意見を頂く形にしたいと思っております。ワーキングのメンバーについては、今後検討調整という段階ではあるのですが、本日ご欠席の原口委員にこのワーキングの座長をお願いしたいと思っております。ご内諾をいただいてございますので、今回の検討会でもワーキングの設置についてご理解いただけましたら、角谷座長と原口委員にもご相談をしながら、具体的なメンバーや進め方など詰めていきたいと思っております。この試行や具体的なワーキングの実施内容については、10月頃に予定をしている第2回インセンティブの検討会においても改めて詳細をご報告し、ご意見いただければと思っておりますが、今日の場ではまず施行の実施とワーキングの設置についてご意見いただけますと幸いです。これが論点の2点目になります。

次の2ページ分というのが論点の3つ目になります。支援証明書のイメージについては先に説明をしたとおりですが、この本紙と別紙と分かれている本紙の中における支援内容の部分がもう1つの論点と考えております。

この支援内容の部分に書く内容として、寄付金額などのインプット情報で評価をするの か、支援による生態系への効果というものを記載するかの方針を決めておきたいと思って おります。事務局の方針としては、現段階では支援証明書に記載をするのは支援した時点で のインプット情報のみとしたいと考えておりまして、支援したことによる効果等というの は、任意で作成する別紙のところの特記事項というものに、あれば記載をしていただくとし たいと考えております。理由として、生態系の面での貢献度というのを即時的かつ明確に測 ることが出来る統一的な指標というものが現時点ないと考えているためです。この特記事 項として記載する内容についても、一定のルールというのも必要ではないかと考えており ますので、その記載方針とか留意点などについては今後整理のうえ環境省から提示をして いく必要があるのではないかと考えております。また、今後こういった評価の指標等につい ても、技術が確立されていった場合には支援証明書の本紙の支援内容に貢献した度合いと か、支援による効果も加えていけるようにしていきたいと考えております。先程の議事2の 中でも、やはり貢献度の話とか、金融や資本関係から見てどういう評価になるかといったと ころに関しては、やはり支援したこと自体だけではなく支援したことによって生み出され るプラスアルファの価値や地域への貢献が評価のポイントにはなると思いますが、現時点 はそれを全て支援証明書の中で逐次的に書くのは難しいだろうという判断で、最初は別紙 という形で任意に記載をしていただいて、内容は支援者が実施主体と呼ばれる自然共生サ イトの所有者・管理者と協議しながら作っていただいて、技術が確立されていけば本紙に書 けるようにしていき、環境省あるいは証書発行機関がお墨付きを与える部分になっていく ということを想定しております。これが論点3でございます。

次は参考でございます。これも先程一ノ瀬委員から地域戦略の関係のご発言がありましたが、前回までの検討会における議論の中でも、自然共生サイトに支援することの価値とい

うのを対外的に説明しやすくするには、地域の計画等の中にそのサイトの位置付けがあることが重要というご指摘をこれまでも頂いておりました。5月末に環境省から自治体向けに生物多様性地域戦略策定の手引きというものを策定して、説明会などをしているところでございますが、その中でも地域戦略により、地域のメッセージを明確に発信することが地域と企業をマッチングするツールになることを記載して、地域戦略の中で書いていただくことで、地域と企業のコラボレーションを進みやすくし、自然共生サイトの認定やその後の管理などの支援の関係を作っていけるというようなことをお示しさせていただいているところでございます。これは報告でございます。

次に、ここからはその他施策の検討状況及び今年度の検討方針について説明をさせていだきます。

まず大きく3つに項目を分けて記載しておりますが、1つ目が専門家派遣、人材バンクの整備でございます。自然共生サイトの申請者や管理者が調査やモニタリング等において活用できるような専門家派遣や人材バンク、あるいは仲介するマッチングシステムなどを整理したいと思っております。これらは支援を求めることによって、必要な情報が集まるポータルサイトを構築するという方法で対応できればと考えております。今年度はその詳細について検討したいと思っております。

2つ目が既存制度、事業等の活用です。自然共生サイトの認定が他の制度において付加価値となるような制度連携ですとか、既存制度や事業等の活用を検討して実施できるものはすぐにでも試行や運用に取り掛かりたいと考えております。併せて、法案の検討と整合を図りつつ、新たな仕組みについても検討していきたいと思っております。

3点目が、既にこれは議事2などでも議論が出ていますけれども、簡易モニタリング手法 の開発やマニュアルの整備等というのも行っていきたいと考えているところでございます。 また、これに関しても報告でございますけれども、こちら先程説明した他制度との連携の 対応状況でございます。脱炭素先行地域に関しては、皆さんよくご存じだと思うので説明不 要かと思いますが、概要に書いてあるとおり、この選定に関して現在 7 月の頭に新たな公 募の要領などがオープンになりまして、第4回の募集というのが8月に募集期間というの が設けられているところですが、この中で、重点選定モデルという、優先的に選定がされる ような加点のある枠組みというのが第3回の募集から始まっています。この中で生物多様 性の保全と自然循環との統合的な取組というような項目を新たに設置しております。要点 はここに示したとおりですが、一緒に公表されているガイドブックの中で重点選定モデル の例として自然共生サイト×資源循環×脱炭素という内容で記載をさせていただいており ます。直接的に自然共生サイトの認定が加点になるものではないですが、あくまで脱炭素と 生物多様性の統合的な取組のモデルを作っていくという目的の中で、優れた取組であると 認められれば加点をされて、生物多様性のほうの取組の一例として自然共生サイト認定が あるといった建付けで、こういった連携も自然共生サイトの認定の申請を検討するための 自治体等のモチベーションになってくれればと考えております。

こちらも同じく既存制度と事業の活用についての対応状況の報告です。3月にインセンティブの検討会でご報告をさせていただいておりますが、生物多様性保全推進支援事業という既存の事業がありますけれども、この交付要綱についても3月に一部改正をしまして、企業版ふるさと納税の活用が可能になるように直しております。このようにその他インセンティブ施策については、既存の枠組みなども活用しながら関係機関と調整をして、出来ることから実施していくことを引き続きやっていきたいと思っております。

最後にまとめですが、インセンティブの全体像を 1 枚でまとめさせていただいております。実施主体と支援者に分けて、申請前から認定後までに受けられうるインセンティブの施策案を整理したものでございます。本日は主な議論事項として、支援証明書やマッチングについてというところがテーマだったので、支援証明書の主な発行対象として想定をされるような企業向けのインセンティブというような話というのを中心にさせていただきましたが、後段に説明させていただいたその他施策や様々なインセンティブについては、自治体やNGO 等の民間団体の皆様の活動のご支援となるような検討を行っていきたいと思っておりますし、こういった個別の施策と併せて全体像の中でも、どういうところが足りていないのかを整理をしながら、引き続きそれぞれのフェーズで、それぞれの主体にとって必要な支援について引き続き検討をしていきたいと思っております。

最後です。貢献証書の部分で、前段で説明させていただいた論点 3 つを改めてまとめて いるところでございます。本日はこれら論点を中心にご意見等を頂けますと幸いでござい ます。よろしくお願いいたします。

- 浜島室長 申し訳ありません。主流化室長の浜島でございます。1点だけ今の渡邉の説明に補足をさせてください。先程議題 1 の質疑の中で八木委員、森田委員から本業や他の施策とどういうふうに結び付けていくのかといったご指摘があったところです。これについては渡邉からインセンティブ全体像というのを資料でお示ししましたけれども、これのさらに外で、OECM に関する施策のみでなくて、別途設けている研究会で、ネイチャーポジティブ経済移行戦略というのを今年度中に策定いたしますので、その中でもネイチャーポジティブ経済実現のために必要な施策の洗い出しですとか、市場規模の算定など、企業、金融機関含めて各主体が動きやすくなるような情報を整理する予定でございます。お時間失礼いたしました。以上でございます。
- 石井座長 どうもありがとうございました。ご説明どうもありがとうございます。今画面に 出ていますように、論点を 3 つに分けてご意見を伺いたいと思いますけれども、まずイン センティブ検討会の角谷座長からご意見等あったらお伺いしたいと思います。よろしくお 願いいたします。
- 角谷座長 お時間いただきありがとうございます。角谷です。今渡邉補佐からもご説明ありましたように、昨年度から、最初国外の事例とか、バンキングとかスコープも広いところからリサーチを始めて、実現可能性という観点で貢献証書の制度に絞り込んできたところですが、昨年度の段階でかなり様々な論点検討していただきました。今年度は想定していたよ

りもと言って良いかもしれませんが、制度を作っていくスピードを上げていく必要がある ということで、論点②にありますけれども、マッチングのモデル事業を作ることでワーキン グを作ってその下で進めていくことにしています。この点時機を得た取組と思いますので、 私は非常にこの方向性に賛成です。

その上で、論点①とか③にも関わることと思いますけれども、マッチングの検討をこれから具体的に進めていくうえで、貢献証書制度を支援証明書にしていくというのがありました。特にマッチングというと、独立に支援してほしいメニューがあって、支援したい人がいて、それを合わせるというような印象があると思いますが、例えば里地里山の植生管理の手法とか、効果がはっきりエビデンスのあるようなものはマッチングにも合うと思うんですが、一方で例えば管理者側からすると現状の活動維持で精一杯なところですね、なかなか活動を攻めていく方向に転換するような支援メニューは出てきにくい側面があると思います。そのため、そこに新しく支援者側からこういう価値がありますよという形で新しい視点からとか、あるいはリソースが持ち込まれることである種の攻めのメニューが出てくるということが期待できるかなと思いますので、その2つのしっかりエビデンスがあるような支援メニューと、あとはTNFDのストーリー作りと関わるところだとは思いますけれども、そこの活動を管理者側も想定していないようなところまで引き上げるような、そういう意味でのマッチング、ある意味支援者側・管理者側一緒に作り上げていくところをうまく、個別性が高くなってくるのでどこまでモデル化できるのかはワーキングの腕の見せ所かなと思いますけれども、そういった視点を持って進めていただけると良いかなと思います。

それから論点③は非常に重要だと思っており、論点②の説明の資料で、支援証明書を出す プロセスとして、まず支援をして、それを管理者側が証明機関に報告をして、それから支援 証明書が出るというようなプロセスが想定されていますけれども、このプロセスをもし回 すとすると、支援が出てすぐ証明書が出るのではなくて、ある種効果を見る形で、それが、 実際効果があったのでというような報告が証明機関に上がって、それで証明書になるとい うような。まずは11ページの2つの行で整理されていましたけれども、左インプットで評 価ということになっていますけれども、理想的には右側のアウトカムも含むような評価を していくというのが理想かなと思っています。ご指摘いただいたとおり私もその分野で研 究していますので、生態系にたいする保全・管理の効果の評価は非常に難しいというのは十 分承知しているのですが、ここをしっかり考えないと、中身のある、実効性のある支援とい うのに結びつかないという危険性も一方ではあると思いますので、その点重要かなと思っ ております。具体的に言うと、例えば支援者側が支援をして、支援証明書を受けとるまでに どれぐらいのタイムラグがあっても許容できるのかとか、是非知りたいところです。例えば 管理をして、結果が出てくるのが1~2年先になるとは思いますけれども、それでも良いの かと。もしも、支援してすぐ支援証明書をもらわなきゃ駄目だということがあるとすると、 インプットのところに今支援額とか期間とかが書かれていますけれども、実際にその既に 効果があることが分かっている支援メニューというのがそこにあり、そこに対して支援し

たということであれば、ある種過去の事例からエビデンスがありますので、証明書にしても 良いとか、今想定されているインプットとアウトカムで評価の間にもう少し、より実効性を 高めるためのスペクトルというか、選択肢があっても良いのかなと思います。マッチングの プロセスを通じてどのぐらい出来そうだなどが分かってくると思いますので、是非その点 配慮して検討していただけたら良いかなと思いました。これから作るワーキングの期待ば かり述べてしまいましたけれども、私からのコメントは以上です。ありがとうございます。

- 石井座長 どうも、角谷座長ありがとうございました。それでは順にご意見を伺いたいと思いますので、挙手ボタンでお願いいたします。まず論点①に絞りたいと思います。貢献証書の名称あるいは位置付けですね、支援証明書にするという変更もございますけれども。ご意見あれば伺いたいと思います。挙手ボタンでお願いいたします。いかがでしょうか。森田委員、挙手されていますね、お願いいたします。
- 森田委員 ありがとうございました。先程小林補佐に色々質問に回答していただきありがとうございました。また渡邉補佐とも丁寧に次の経済的インセンティブの検討会で話す内容について教えていただいたのと、浜島室長からネイチャーポジティブの経済移行戦略に位置付けられるといった、スコープの広いところにもリンクする話になるということを説明いただきありがとうございました。貢献証書について、前回の昨年度の最後の委員会で私と他の委員からも質問があったと思うのですが、貢献証書があることでどのぐらい民間企業にインセンティブを与えられるのかということについて、何かもっと企業に聞いた方が良いのではないかということに関しては、実際に環境に元々関わる方々とそうでない方々に対してヒアリングはされているのかということを質問したいです。それから、先程法制化といった話もありましたが、法制化により企業は自然共生サイトに対する支援や貢献証書をもらえるよう取り組まざるを得ないという方向になり、それがインセンティブを与えるということになるという理解で良いのか、そもそもの位置付けということで質問させていただければと思います。
- 石井座長 ありがとうございます。論点①について他に委員の皆さん、ございませんでしょ うか。後藤委員お願いします。
- 後藤委員 後藤でございます。ご説明ありがとうございます。確認含めてお伺いしたいのですが、この制度自体を実効性のあるものにしようとすると、前半で議論になっていたように、モニタリングをしっかりするということが大事だと考えています。支援証明書の中でも、モニタリングの結果を公表したりとか、結果に対して証明書の交付を受けたりだとか、どのような効果が出ているかということを一般の方も含めて知ることが出来る制度を、何か全体の仕組みの中で用意されているのでしょうか、というところをご質問、確認させていただきたいと思います。よろしくお願いします。
- 石井座長 ありがとうございました。では長谷川委員お願いいたします。
- 長谷川委員 ご指名ありがとうございます。ご説明ありがとうございます。論点①ですが、 ニーズとの関係にも関わるが、土地を所有している人は認定証のみ、支援している人は支援

証明書という形で支援のインプットを中心に整理されるということですが、土地を持っており、且つ、様々なコストをかけてそこを管理している場合も、発行されるのは認定証だけであるのであれば、管理にかけているコストや手間、人的な貢献等が制度からこぼれ落ちているように感じました。この点について、どのように考えれば良いか教えていただければと思います。

- 石井座長 ありがとうございます。角谷座長ご意見でしょうか、お願いいたします。
- 角谷座長 繰り返しで申し訳ありません。1点忘れていたのですが、昨年度の議論の中で例えば特定の管理者を共生サイトに支援が重複した場合とか、あるいは追加性の問題みたいな議論があったと思います。その点をどういうふうに整理するかというのが、今の新しい仕組みだと管理者と支援者のリンクが認定書と支援証明書といった形で切り離されているようにも見えるので、そこの点はこれから詰めていくことだと思いますけれども、抜け落ちないように注意していただければ良いかなと思いました。以上です。
- 石井座長 ありがとうございます。それでは渡邉補佐のほうから、ご回答等がありましたら お願いいたします。
- 渡邉補佐 皆様ご質問ご意見ありがとうございます。まずは角谷座長からご指摘・ご意見のあった点、インプットで支援内容を書いていくところに対しても、理想は支援による効果だけれども、まだ間の選択肢があるのではないかというところについては、おっしゃるとおり試行の中である程度時間をかけずに出せるやり方があれば、検討事項の一つとして見ていきたいと思っております。

もう 1 つご指摘がありました、特定の管理者に支援が重複した場合についても、今回モデルを試行的にやっていく中では、まだ参加者も募っていない中で理想だけではあるのですが、集まった人たちも見つつ少しタイプの違うパターンを作っていければと思っておりますので、そういった中で検討するものの 1 つにさせていただければと思っております。ありがとうございます。

森田委員からご質問・ご意見のあった、貢献証書がインセンティブになるのか企業にヒアリングをしてみたかという点でございます。4月以降、全く興味のない企業というところまでは行きつかなかったのですが、主に30by30アライアンスに参加をしていただいて、また認定の試行なども参加していただいたような企業の方いくつかにヒアリングをさせていただきました。やっぱり、貢献証書自体をただもらってもインセンティブにはならないと言われていまして、企業様からもそれがTNFDの中にどう使えるかとか、道筋がちゃんと見えてくれば検討したいなというご意見でしたので、まさに今回それを、そこは机上の議論だけではなかなか示しきれないと私たちも考えましたので、モデル的にいくつか事例を作ってみる中で、こういう活用があるよということを示せればと思っております。印象的だったのは、既に環境の分野で活動をされている企業様の中でも飲料水等を商品にしている企業であれば、分かりやすいけれどもうちは業種的にあまり関係ないのだよね、というようなことをおっしゃる企業様もいらっしゃったんですが、実際は関係がないということはないと思

いますので、直接的に水や自然資本を使っていることが分かりにくい企業でもこういう風 に結びついてちゃんと本業と説明できるのだというケースは作っていけると理想的かなと 思っております。どのぐらい出来るかというところではありますが。

後藤委員からのモニタリングの結果の公表や効果を出していくことが出来れば良いのではといった意見ですが、認定されたサイトのモニタリングの結果の公表などについては小林補佐より後ほど回答します。

長谷川委員からありました土地を持ってコストをかけている実施主体は認定証だけをもらうということで良いのかという点ですが、これに関しても企業様のヒアリング等をさせていだく中で、認定証の他に貢献証書が発行され、資金や人的支援を費やしているのがもらえたら嬉しいですか?ということを聞いてみたのですが、紙だけもらうことには価値がないという話になりまして、結局はやっぱり自分たちが投資家の目線から見て評価されるような取組を出来ているか、どう TNFD とかに書けるかというところにご関心があるようだったので、今回のワーキングの中では、説明の時そこまで詳しくはお話しできなかったのですが、支援証明書をどう書くとより TNFD が活用できるかといったことも併せて、ご協力いただいた実施主体、自然共生サイトを持っている方たちも対象に、認定されていること自体がどう TNFD に書けるかといった部分も一緒に議論をしていくことで、認定されていること、認定証をもらっていること自体もどう自分たちにとって活用できるものになるのかということも併せて検討していければと考えております。

すべてお答えできているか分かりませんが、以上になります。

- 小林課長補佐 支援証明書の中でモニタリングの結果を公表したりするかどうかについてです。これは支援証明書の建付けとか発行時期をいつにするのかにもよると思っているのですが、自然共生サイトのほうで考えますと、自然共生サイトを認定した後、モニタリングの情報を次の更新の時期とかに出していただくような形で、認定を継続するかどうかを判断していこうと思っております。そういった情報はどちらかというと、支援する側への証明書というよりは支援された側の結果の中で、場所の状態に対してかなと。角谷先生のおっしゃっていたアウトカムで評価するとかそういった時には実際の現場の場所ではどうなりましたか、といった時にモニタリング結果というのが重要になってくるのかなと。証明書を発行する時期や記載事項というのは今後証明書の具体化を進めていく中で、あり方も踏まえて考えていくのかなと感じました。以上です。
- 石井座長 ありがとうございました。まだあると思いますが残り時間も少しになってしまいましたので、すみません。そうしましたら②と③一緒にやらせていただければと思います。この②と③の論点に関してですが、どちらの方も受け付けたいと思いますのでよろしくお願いします。それでは一ノ瀬委員、お願いいたします。
- 一ノ瀬委員 ありがとうございます。すみません、ジャストで抜けないといけないので最初 に手を挙げさせていただきました。まず②の方についてですが、今色々とご説明いただいて 理解も深まってきたのですが、1つは試行されるときに、先程も里山の自然環境の話、前段

の方で先生方からも出たかとは思うのですが、主体が二次的な自然を維持管理している、例 えば営農組合や市民組合のようなものが今良いものがあるか分からないのですが、そうい うところも試行に入れていただけるように考えるのも良いかなと思いました。

あと、先程も出ていたようにマッチングをするときに特定のところに集まってしまうということが起こり得るのかなと思うのですが、多分③と連携することかなと思いますが、人気のあるところがどんどんお金を集めるみたいなことはちょっとおかしくなるのかなと思いますので、マッチングをする時にこういう支援がこれだけ必要、というのを求める仕組みでないとおかしくなるかなと思ったところです。

③に関係して、こちらも 1 つですが、先程角谷委員がおっしゃっていたようになかなか評価を生態学的に評価するのは難しいだろうなと私もすごく思います。そういった意味では今価値がある場所を支援していただくのであれば、そこの価値のグレードみたいなものを設定して、あとは面積とか、そういう分かりやすいもので支援、そのうちの何分の一支援していただいたというような、そんな仕組みの方があまり細かいことを考えなくても良いのかなと思ったところです。私からは以上の3つです。ありがとうございました。

- 石井座長 ありがとうございます。そうしましたら土屋佳弘委員お願いいたします。
- 土屋佳弘委員 名古屋市の土屋と申します。昨年度は森が担当しておりましたけれども、後任となります。よろしくお願いいたします。まず初めに、生物多様性自治体ネットワーク場という、190を超える自治体の代表を務めさせていただいておりまして、前半の自治体での認知度が低いといった話がありましたので、環境省さんと一緒に連携して自治体の皆様に認識していただけるようにご協力をお願いしたいと思っております。

質問について 2 点ございます。マッチングに関して、本日の資料を見せていただきますと都市部の企業が資源を有する地域に支援するということになっていますが、名古屋のような大都市にも貴重な自然もありますので、そういったところで支援を向けていただけるような取組にしていただきたいと考えております。

もう1点について、支援内容ですが、例を見ていますと支援金額が書いてあります。私たちが支援団体にアンケートを取ったところ、団体の皆さんが課題にしているのは資金の面もあったのですけれども、それ以上に担い手がいないとか、高齢化してしまっているということが課題だと皆さんおっしゃっていましたので、そういったところに支援を促すような取組をしていく制度にしていただきたいと考えております。すみません、以上です。

- 石井座長 ちょっと聞き取りにくかったのですが、環境省には音声が届いていることを祈りたいと思います。そうしましたら竹ケ原委員お願いいたします。時間が差し迫ってきたので短時間でお願いいたします。
- 竹ケ原委員 論点①③は全く異論ないです。③は恐らく実務的なことを考えると、こうならざるを得ないかと思います。②についても概ね賛成ですが、さっきの森田さんのご発言とも重なるのですが、TNFD で使える会社については恐らく支援主体として自分たちがやったことがどう効果があったかナラティブに考える。そこを環境省のサポートでやれれば、投資家

にアピールできるということをだと思うのですけど、むしろ上場してない地域の里山を支援しようとしている個人や小さな企業にとって、果たして支援主体になることにどんなインセンティブがあるのかといったところは、もう少し詰めた議論が必要かなと感じました。コメントとしてとっていただいて結構です。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。では広田委員お願いします。
- 広田委員 論点②について 1 つコメントです。実施主体と支援者を繋ぐマッチングというのは非常に重要な役割だと思いますが、本格的にやっていこうと思うと、文字通りの一時的なマッチング以外にも、アフターケアとか、かなり継続的に伴走支援をするような仕組みを作っていく必要があるかなと思っています。大げさに言えば、OECM ないし自然共生サイトの推進センターじゃないですけれど、そういうことが分かる人たちを集めて派遣するような仕組みを作ったうえで、計画的・総合的にマッチングないしは支援をしていく仕組みを作らないと、なかなか上手く動いてくれないのではないかとも思います。とりあえずポータルサイトを作るというのは良いと思うのですが、例えば移住定住もポータルサイトだけだったらうまく動かないわけで、具体的にコーディネートする人たちが必要です。この辺りは先のことかもしれませんけれども、しっかりとしたマッチング支援体制を作るということに力を入れてほしいと思いました。コメントでした。
- 石井座長 ありがとうございます。では高川委員、よろしくお願いいたします。
- 高川委員 かなり現実的な制度設計になってきて素晴らしいと思いました。掲載する指標 に関してですが、やはり地元の方がお金よりも労力が欲しいと言われることが多いので、や はり労力を数値化して載せられるとすごく良いなと思いました。

次に、TNFD に結構注目されているかと思いますのでそれについてです。昨年度環境省さんのほうで行われた Eco-DRR に関する業務で、水に関するパラメータをいくつか EADAS に載せられているかと思います。TNFD に関して、やはり水というのが重要になりますので、水源涵養とか洪水調整機能に関するものは、そのサイトはどれぐらいの状態かというのだけでも載せられると良いのではないかなと思いました。その上では、マッチングするサイトと企業の関係性を整理できるガイドラインのようなものが大事かなと思いました。例えば上下流といった関係ですとか、洪水リスクのある場所に工場があるといったことが良い例になるかなと思いました。その上で、自治体にもどう関わっていただくかも考えていただいた方が良いのではないかと思いました。

ちょっと長くなりましたがもう 1 個、議論からは外れるのですが、インセンティブとしてあまり TNFD にこだわりすぎない方が良いのかなということと、やっぱり地元の方々にとっては税制措置が大事かなと思いますので、それも検討を続けていただければと思います。国の方では新しい税制措置を作るのはほぼ不可能だと思うのですが、各自治体で色々な条例に基づく税制措置をされていますので、それを情報収集して開示するだけでも価値があるのではないかと思います。以上です。

■ 石井座長 ありがとうございます。森田委員お願いします。

- 森田委員 ありがとうございました。他の委員の方々がおっしゃっていたことが本当にそのとおりだなと思うことばかりですが、1点だけ、生物多様性の関係でよく言われるのが、本当に生態系に悪い影響を与えている人たちをもっと生態系の保全などに巻き込む方法はないかということです。貢献証書については、それに関心がない人たちがあまりアプローチできていないということだったのですが、TNFDの関連の話の流れなどで、そういう人たちを巻き込める方法などを考えてほしいと思っております。あとは支援を、色々なセクターもそうですが、偏りが出ないようにするため、やはり専門家の方々などが見守らなくてはいけないと思っておりますので、そういった支援の対象の議論、使い道についてもしっかり議論できれば良いと思っています。以上です。
- 石井座長 ありがとうございます。では佐藤留美委員お願いします。
- 佐藤留美委員 伴走支援の件について、広田委員がお話しされていたことはまさにそのと おりだなと思いました。

また日本自然保護協会のように、日本でも大きなNGOがいくつかありますが、会員の方々は自然保護に関心が高く、私たちのネットワークの中でも大学など団体内に会員の方がいらして、OECM を促進していこうと先導する役割を担ってらっしゃいます。環境省のほうではNGOとの意見交換もされていると思いますが、全体の議論の中ではなかなかNGOとの関連性が見えてこないように思っています。企業との連携ではふるさと納税の話もありますが、OECM認証の促進のためにNGOとしっかりと連携することで、もっと大きなムーブメントを作れるのではと思っております。この点について、お考えを教えていただければと思います。

またバンキングの話は今回論点の方には入ってこないということではありましたが、今後の検討対象としていくのか、うまく取り入れていく可能性があるのかなど、お話を伺いたいと思いました。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。では最後になりますけど長谷川委員お願いいたします。
- 長谷川委員 ご説明ありがとうございます。先程の渡邉補佐からご説明いただいた実施主体の認定証のみの話のご説明について、もしそういう理由だとすると別に認定証の中にもどれだけ手間暇かけたかという項目があっても良いのかなと思いました。

また論点②で、TNFDとマッチングの話が両方論点の②に入っているのですが、TNFDとマッチングの話がなぜ関連してくるのか、よく分かりませんでした。意見としては別物として考えた方が良いのではないかと思います。理由としては、マッチングがうまく機能するのは支援しようとする人と実施主体となる人との間の情報の非対称性を補うという場合だと思います。ところが、TNFDについては情報を一般の投資家向けに一般化する作業なので、本質的に合わないような気がします。例えばマッチングで必要なのは、自分の企業はこうした技術を持っているものの、それがどういった形でお役に立てるか分からない、といった際に、このようなマッチングサイトを介してマッチングが成立する印象を持っています。技術そのものを一般的に評価するのは難しいのではないかって思っており、TNFDの考え方とマ

ッチングの考え方が本質的に合致しないような気が、直感的にはいたします。

3点目は、TNFDを意識することに関連しますが、TNFDは本業との関わりを切り口にしている訳ですが、本当にそれだけで良いのかということは冷静に、先程の非上場会社の話もありましたが、考えたほうが良いと思いました。むしろ本業との関わりのない貢献をしてきた日本企業も沢山あるわけですが、それが社会あるいは投資家に広く評価されるような社会を目指すべきという考え方も十分にあるのではないかと思いまして、その点ご指摘させていただければと思います。

4番目のインプットで評価という点に関しては、結論的には良いと思います。なるべく客観的に評価しやすいものを書いていくということでまず始めるというスタンスでよろしいと思います。以上でございます。

- 石井座長 ありがとうございます。多分他にも委員の皆さんからご意見があるかと思いますけれども、すみません進行がまずくて。もう少し時間いただいて環境省の方からお答えいただきたいと思います。
- 渡邉室長補佐 ありがとうございます。1つ1つに回答する時間がないため割愛させていだ きますが、全体としては、支援内容もインプット情報といいながらも色々な示し方があるの ではないかという一ノ瀬委員からのご意見ですとか、皆様からも頂いていた、対象をあまり 限定的に絞らず、色々なパターンを見られるような、二次的な自然を管理されている方と か、都市部の自然も大切にしてほしいという支援先の対象の考え方を限定しないようにマ ッチングを考えることですとか、あとは経済的支援だけでなく人的支援も対象にというご 意見がありましたが、説明不足でしたが、人的支援というのも非常にニーズがあるというこ とは私たちも伺ってきたところですので、人的支援も今回のマッチングの中では対象にし て、そういうケースについても是非マッチングを試行できればと考えております。あとは、 試行の中で整理をしながら考えていきたいなというところです。また、広田委員から頂いて いたようなマッチングしたその時点ではなくてアフターケアやその後の継続的な仕組みと いうのも長期的な視点では考えていかなければいけないところもありますので、全てが今 年度内のうちに出来ないかとは思いますが、今日頂いたご意見の中で、試行で整理すべき部 分と、もう少し長期的に考えていく部分というのを整理したいなと思っております。あとは 佐藤委員とかからも頂いていた、今回支援証明書の話だったので企業向けの話が多くはな りましたが、NGOとの関連性で評価をどう考えているのかといったところなど、あとは高川 委員から TNFD にこだわりすぎず税制措置などもというようなお話もありましたが、おっし ゃるとおり、支援証明書だけで全てが支援できるとは私達も思っておりませんので、ご指摘 も踏まえながら税制や既存の支援事業などの補助金、交付金等も活用していくというとこ ろは引き続き検討していきたいと思っております。

最後、長谷川委員から TNFD とマッチングの関係についてもご指摘ありました。おっしゃるとおり、本業との関わりのない貢献というのももちろん既にやられている企業様は多くいらっしゃると思います。一方でそれだと CSR 的な説明になるということもよく伺ってお

りまして、社内に説明をしていく中で苦しくなるという話も伺ったりしているので、より継続的に支援をしていただくことを考えていた時には、TNFD等を通して本業との関わりをしっかり説明できるような関わり方を一緒に作っていくことを、私たちとしてはやっていかなければいけないかなと思っておりますし、そういう関係性を作ってくことで、自然共生サイトのような価値のあるところをずっと保全して頑張って守られてきたような民間団体の方や自治体や個人の方への支援というのが出来ればというところを考えております。すみません、全てには答えられていないと思いますが、一旦以上でございます。

今回非常に具体的なご意見やご提案、アドバイスを頂いて大変ありがとうございました。 第2回の検討会では、頂いたご意見の中で、試行で対応できる部分、その他で対応できる部 分など整理してお示ししていければと思います。本当にありがとうございます。

■ 石井座長 ありがとうございます。多分まだまだご意見あると思いますけれども、いつものようにメール等でご意見いただくということになろうかと思います。どうぞよろしくお願いたします。それでは、だいぶ押してしまって申し訳ないですが、事務局にお返ししたいと思います。

3. 閉会

- 事務局・宍倉 ありがとうございました。最後に環境省自然環境局の堀上勝審議官より、閉 会のご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 堀上審議官 大臣官房審議官を 7 月1日付で拝命をいたしました堀上です。引き続き委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。本日、大変長い時間熱心にご議論されて大変ありがとうございました。この検討会は令和2年度から始まっていて、設定・管理だけでなくてインセンティブそれから見える化の検討会、3つの検討会の中で具体的にご議論いただいていました。その結果、成果として自然共生サイトの運用を今年度から開始させていただいております。まずそこに御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

色々な自然共生サイト以外にもご提案をいただいていて、それを具体化していくということになってきています。その1つとして、法制化の検討ということがまさに動き出そうとしているというところでありまして、具体的にはこの夏から、中央環境審議会で検討を進めるということにしています。そのため、OECMの設定・管理の検討会自体は一旦間を空けさせていただきますけれども、年度末には状況についてご報告をさせていただければと思います。

インセンティブの方の検討会ですが、先程も具体的なご意見をありがとうございました。今 後色々整理していくことになりますけれど、また検討会、今年度中ですね進めていきますの で、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますけど、石井座長、それから角谷座長をはじめ、委員の皆様の中には多大なるご尽力をいただきました。改めて深く御礼申し上げます。今後も引き続き検討していくこ

とになりますので、ご協力を賜ることが出来ればと思います。本日は大変ありがとうございました。今後もよろしくお願いいたします。

■ 事務局・宍倉 審議官、ありがとうございました。最後に事務局よりご連絡差し上げます。本日の議事録につきましては、追って作成し、委員の皆様にご確認後、資料と一緒に公開することとしております。何卒よろしくお願いいたします。また、委員の皆様で追加のご意見やアドバイスがございましたら、7/25 (火)までに事務局までご連絡いただければと存じます。本日は委員の皆様には貴重な御意見をいただきまして誠にありがとうございました。また、本日は多数の傍聴者の皆様にご参加いただき、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、「OECM の設定・管理の推進に関する検討会」および「30by30に係る経済的インセンティブ等検討会」の合同会議を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。